

平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震
非常災害対策本部会議（第 27 回）

議 事 次 第

日時：平成 28 年 5 月 18 日（水） 18：15～
場所：合同庁舎 8 号館 3 階災害対策本部会議室

1. 開会
2. 非常災害対策本部長 発言
3. 非常災害現地対策本部長 発言（TV 会議）
4. 被害状況及び各省庁の対応状況について

「平成28年(2016年)熊本地震」の 地震活動状況

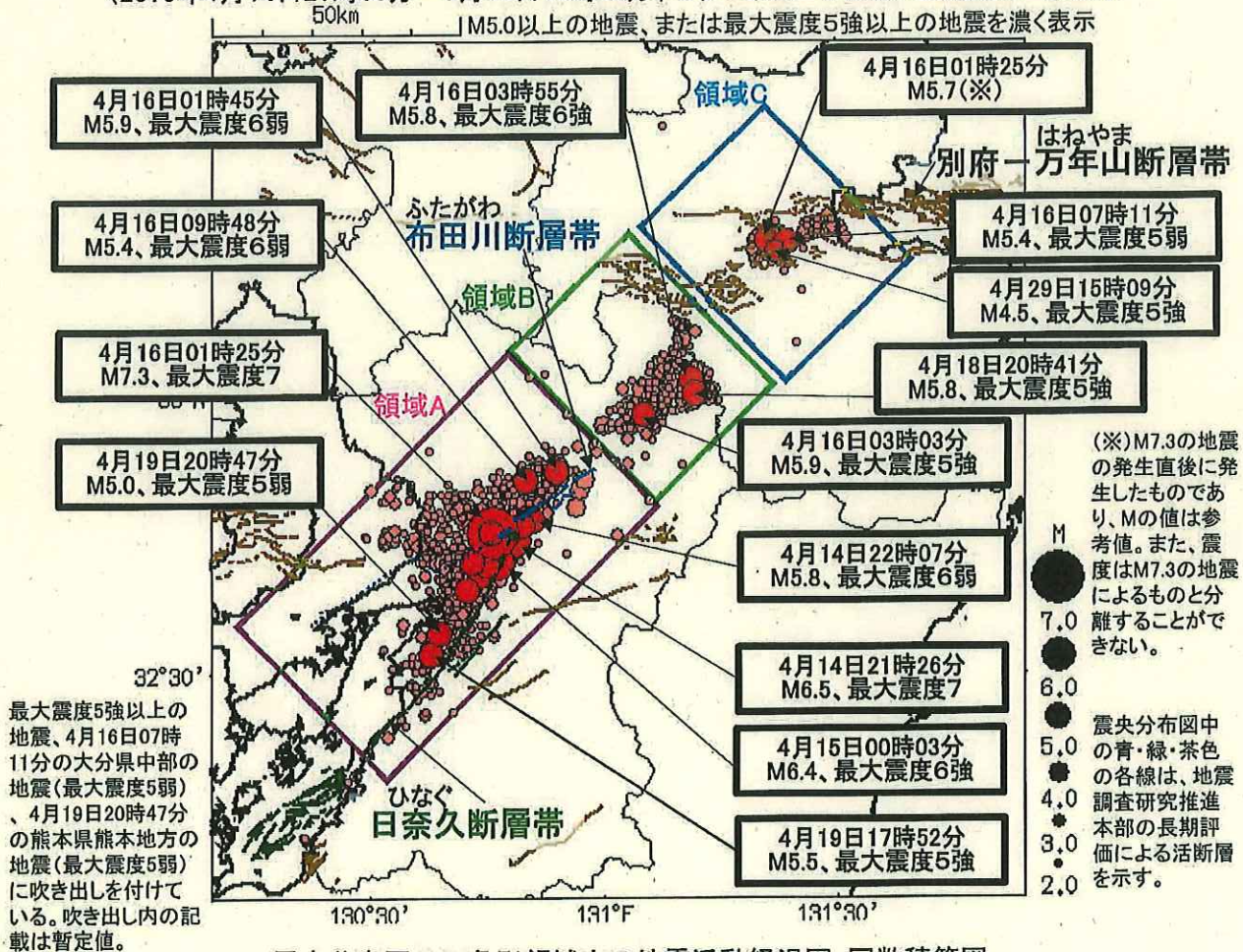
- 4月14日21時26分の地震以降、5月18日15時00分現在、震度1以上を観測する地震が1491回発生。
(震度7：2回、震度6強：2回、震度6弱：3回、震度5強：4回、震度5弱：7回)
- 5月13日の政府の地震調査委員会の評価結果は次のとおり(関係部分抜粋)。
 - ・ 一連の地震活動は、全体として減衰傾向が見られるが、熊本県熊本地方及び阿蘇地方の活動は、減衰しつつも依然として活発。大分県中部の活動は減衰。
 - ・ 熊本県熊本地方及び阿蘇地方ではマグニチュード5～6(最大震度6弱程度)、大分県中部では、マグニチュード5程度(最大震度5強程度)の余震が、今後も最低1ヶ月程度は発生するおそれがあり、引き続き十分注意が必要。
 - ・ 当初の活動域に近接する地域で2～3ヶ月の間において、同程度の地震が発生したことがある。熊本県から大分県にかけて、今後も最低2ヶ月程度は、震度6弱以上の揺れにみまわれることも否定できないことから注意が必要。

「平成28年（2016年）熊本地震」

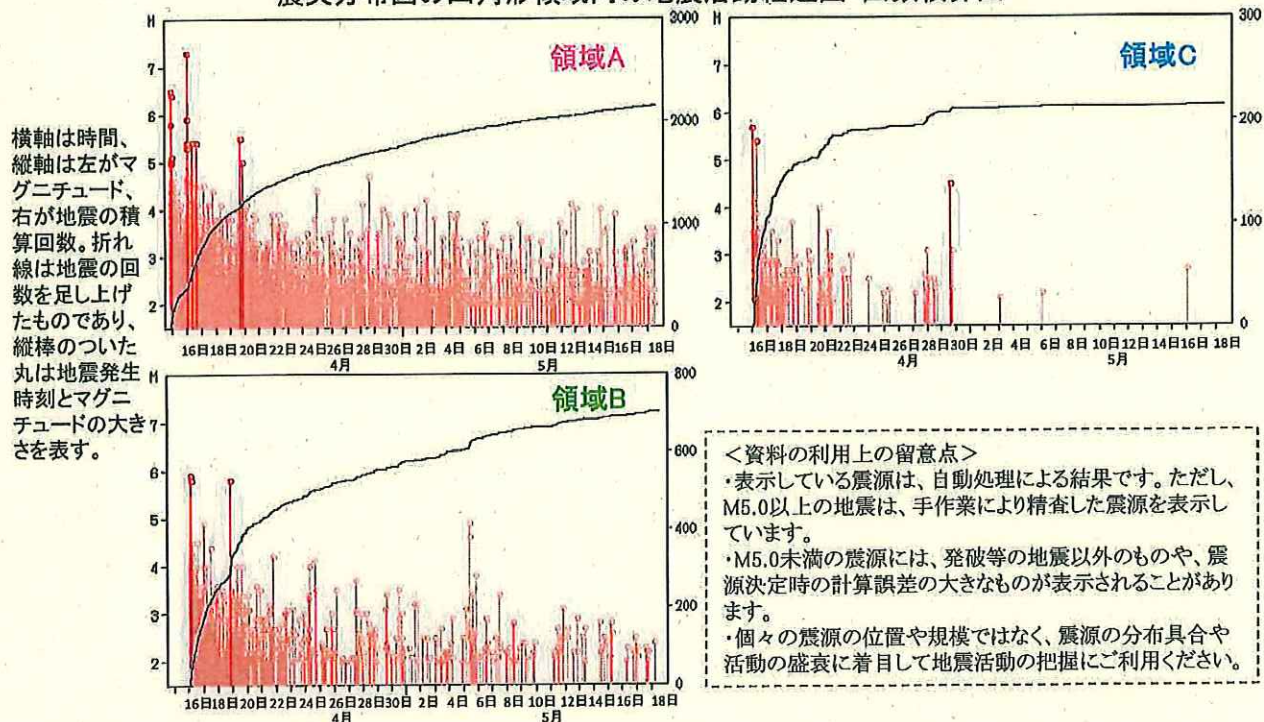
熊本県から大分県にかけての地震活動の状況（5月18日13時30分現在）

震央分布図

（2016年4月14日21時00分～5月18日13時30分、マグニチュード2.0以上、深さ0～20km）



震央分布図の四角形領域内の地震活動経過図・回数積算図



熊本地震についての対応状況

平成28年5月18日(水) 18時15分

消防庁災害対策本部

※下線部は前回からの変更点

1 消防の活動状況

(1) 地元消防機関等の活動状況(5月18日)

【熊本県】

地元消防機関(消防団を含む)による警戒活動等を実施

(2) 緊急消防援助隊の活動

【活動状況】(※速報値)

- ① 出動期間 4月14日(木)～27日(水)計14日間
- ② 出動部隊総数 20都府県 約1,400隊
出動人員総数 約5,000名
※交替を含む派遣された部隊・人員の総数
- ③ 延べ活動部隊数 約4,300隊
延べ活動人員 約16,000名
- ④ 最大派遣時部隊数 19都府県 約570隊(ヘリ18機含む)
最大派遣時人員 約2,000名

2 消防庁の対応

- (1) 熊本県、熊本市、阿蘇市、南阿蘇村に消防庁職員9名を派遣し、現地での関係機関及び地方公共団体と連携した活動を実施
- (2) 熊本県から要望のあった毛布7.6万枚及び簡易トイレ2,750個について、調達搬入を実施

※ その他、指定都市市長会の協力により、毛布1.1万枚を4月17日に、毛布0.4万枚を18日に熊本県民総合運動公園(熊本市)に搬入済み
- (3) 熊本県から要望のあったブルーシート1.5万枚について、4月28日までに調達搬入を実施。更に、28日に追加で要望があったブルーシート2万枚については、5月8日までに福岡県久山町の仕分け所に搬入済み
- (4) 5月2日に、総務大臣及び消防庁長官が被災地を視察するとともに、熊本県庁、南阿蘇村及び益城町に赴き、熊本県知事、熊本市長、南阿蘇村長、益城町長との意見交換及び消防職員・消防団員への激励を実施

3 避難指示・避難勧告発令状況（5月17日 13:30現在発令中のもの）

- ・避難指示：1市1町 （ 180世帯 413名）
- ・避難勧告：3市3町1村 （ 2,317世帯 5,519名）

都道府県名	市区町村名	避難指示			避難勧告		
		対象世帯数	対象人数	指示日時	対象世帯数	対象人数	勧告日時
熊本県	熊本市				6	15	5月7日 16時05分
					36	90	4月20日 12時43分
					13	34	4月21日 3時50分
					1	2	4月25日 18時45分
					18	45	4月23日 14時30分
					13	32	5月1日 15時10分
					2	5	5月3日 18時42分
	宇土市	68	92	4月29日 9時00分			
		4	13	4月29日 17時30分			
	宇城市				12	34	5月13日 18時00分
	合志市				2	3	4月23日 15時23分
	美里町				69	207	4月22日 8時00分
	大津町				6	11	4月16日 3時44分
	南阿蘇村				2,000	4,694	5月11日 8時00分
御船町				139	347	4月16日 22時00分	
	108	308	4月24日 17時15分				
合計(発令中)		180	413		2,317	5,519	

4 避難所の状況

【熊本県】 232箇所 10,151名 （5月17日13:30現在）

【大分県】 避難所は閉鎖

平成28年熊本地震に係る災害派遣活動

28.5.18 0000
防衛省

運用構想	西部方面隊は、熊本県知事からの要請に基づき、災害派遣活動（生活支援等）を実施。この際、関係省庁、各自治体等と密接に連携し、被災者のニーズに的確かつ柔軟に対応する。	活動の態勢	人員：約1.3万人(最大時2.6万人) 航空機：21機→22機(最大時132機) (艦艇：最大時15隻)						
人命救助	○ 人命救助・行方不明者捜索【累計：16名】(5月1日、熊本県は行方不明者捜索の一旦終了を決定) ○ 病院等の患者の輸送【累計：512名】 ○ 安全確保のための人員輸送【累計：727名】 ○ DMAT輸送【累計：94名】								
継続	<p>5月17日(火)の活動実績 <small>注 活動か所数(前々日実施か所合計→前日実施か所合計)</small></p> <table border="1" data-bbox="164 902 1007 1010"> <thead> <tr> <th>活動内容</th> <th>活動か所数・地域</th> <th>活動実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入浴支援</td> <td>5→5 (最大25か所) 益城町、西原村、南阿蘇村</td> <td>1,298→1,614名 【累計：131,394名】</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 民間船舶「はくおう」の被災者の休養施設としての利用 【累計：2,092名(うち133名インターネット申込)】 第1回～第12回実施(熊本市、八代市、益城町、嘉島町、西原村、南阿蘇村、御船町等) 第13回 5月18～19(20)日：阿蘇市(予定)</p> <p>○ エコノミークラス症候群対策として、テクノ中央緑地公園(益城町)において、6人用天幕×20張を貸与 (益城町が、天幕の管理・運営を実施(運営期間：5月7日(土)～5月31日(火))※5月17日現在、17張利用(最大時20張利用))</p>		活動内容	活動か所数・地域	活動実績	入浴支援	5→5 (最大25か所) 益城町、西原村、南阿蘇村	1,298→1,614名 【累計：131,394名】	
活動内容	活動か所数・地域	活動実績							
入浴支援	5→5 (最大25か所) 益城町、西原村、南阿蘇村	1,298→1,614名 【累計：131,394名】							
終了	<p>○ 天幕支援【累計：32張】(実績：阿蘇市、益城町、南阿蘇村、由布市)</p> <p>○ 米軍輸送機による輸送支援(4月18～23日) ・UC-35×1機、C-130×延べ4機、MV-22オスプレイ×延べ12機により自衛隊員22名、車両8両、生活支援物資計約36tを輸送</p> <p>○ 道路の啓開(瓦礫除去)(4月18日～27日)【累計：15.9km】</p> <p>○ 即応予備自衛官(約160名)による生活支援活動等(4月23日～5月2日) ・給水支援【累計：約40t】 ・給食支援【累計：約5,700食】 ・入浴支援【累計：約1,700名】 ・衛生支援【累計：約300名】 ・物資輸送【累計：食料品約116,000食等】</p> <p>このほか、避難所等における被災者のニーズの確認、車両の整備に係る支援業務等を実施</p> <p>○ 感染症対策チームによる環境評価支援等(4月24日～29日) ・看護師及び臨床検査技師による避難所での環境評価支援及び感染管理物資(手指消毒剤、手袋等)の配給を実施</p> <p>○ 瓦礫等(熊本市)の搬出(4月27日～5月3日)【累計：トラック164台分】</p> <p>○ 医療支援(4月16日～5月8日)【累計：2,323名】(最大時9か所)</p> <p>○ 物資輸送(4月15日～5月9日)【累計：毛布 42,348枚、日用品 53,058箱、食料品 1,755,252食、飲料水 1,003,008本】(最大時227か所)</p> <p>○ 給食支援(4月15日～5月11日)【累計：911,678食】(最大時49か所)</p> <p>○ 給水支援(4月15日～5月13日)【累計：10923.7t】(最大時147か所)</p>								

「はくおう」の休養施設としての活用

活 動 内 容

○ 被災された方々への災害救援活動の一環として、防衛省が契約している民間船舶「はくおう」を休養施設として活用し、1泊2日の宿泊、食事及び入浴のサービスを提供

第12回 5/16(月)～17(火)熊本市:221名利用(うちネット16名)

活 動 実 績



- 陸自西方音楽隊演奏会(#3以降実施(#7海自佐世保音楽隊、#8空自西部航空音楽隊)
- 防衛省HP(#4以降実施)
- 衛生隊員乗船(#4以降実施)

今後の予定

第13回	5月18/20	阿蘇市
第14回	5月21/22	熊本市



平成 28 年 5 月 18 日(水) 11:00 現在
総 務 省

平成 28 年熊本地震による被害状況等について (第 57 報)

I-1 被災自治体への職員派遣等の概要

職員派遣の状況

対応システム

①熊本県及び市町村（熊本市除く 13 市町村）への派遣

「九州・山口 9 県災害時応援協定」に基づき実施中

- ・熊本県庁内に九州知事会のリエゾンを派遣（4 月 14 日より派遣）
- ・県庁において、県・市町村（熊本市を除く）の職員派遣要望のニーズを把握し、リエゾンと調整
- ・当番県（大分県）がニーズを踏まえ、マッチング
- ・担当県を割り振り、対口支援

宇土市……長崎県（4 月 18 日より派遣）

沖縄県（4 月 23 日より派遣）

宇城市……鹿児島県（4 月 20 日より派遣）

阿蘇市……宮崎県（4 月 19 日より派遣）

長崎県（4 月 19 日より派遣）

西原村……佐賀県（4 月 19 日より派遣）

南阿蘇村……大分県（4 月 19 日より派遣）

全国知事会（4 月 21 日より派遣）

御船町……山口県（4 月 18 日より派遣）

嘉島町……静岡県（4 月 19 日より派遣）

福島県（4 月 19 日より派遣）

益城町……福岡県（4 月 19 日より派遣）

関西広域連合（4 月 19 日より派遣）

菊池市……長崎県（4 月 21 日より派遣）

菊陽町……福岡県（4 月 21 日より派遣）

関西広域連合（4 月 21 日より派遣）

甲佐町……鹿児島県（4 月 20 日より派遣）

山都町……宮崎県（4 月 22 日より派遣）、5 月 1 日で派遣終了

大津町……関西広域連合（4 月 21 日より派遣）

②熊本市への派遣

「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき実施中

- ・熊本市役所内に指定都市市長会のリエゾンを派遣（4月16日より派遣）
- ・熊本市のニーズをリエゾンが把握・調整の上、指定都市市長会に伝達
- ・指定都市市長会で各指定都市と派遣について調整

③全国スキームによる対応

①及び②による対応が困難な場合、全国知事会、全国市長会、全国町村会と協力して、必要な職員派遣を確保

【地方団体間の人的支援の状況（平成28年5月17日17：00現在）】

【単位：人】

派遣先	5月17日に被災自治体で活動した職員				5月18日に被災自治体で活動している職員		備考 (追加予定等)
	避難所運営	行政窓口	その他	罹災証明事務	派遣元自治体内訳		
熊本県	41	41			41	福岡県(5)、佐賀県(5)、長崎県(1)、大分県(2) 宮崎県(1)、鹿児島県(6)、沖縄県(1) 山口県(5)、福島県(1)、関西広域連合(2)※1 全国知事会(12)※2	
くまもとし 熊本市	590	314	8	268	582	福岡市(36)、北九州市(11)、東京都(30) 広島市(13)、名古屋(54)、川崎市(40) さいたま市(31)、大阪市(48)、横浜市(55) 札幌市(49)、堺市(23)、浜松市(27) 新潟市(30)、神戸市(14)、相模原市(26) 千葉市(13)、京都市(24)、静岡市(16) 仙台市(30)、岡山市(8)、全国市長会(4)※3	・避難所運営のための職員派遣は5月18日で終了予定
うとし 宇土市	48	14	2	18	48	長崎県(19)、長崎県内市(10)※4、沖縄県(12) 全国市長会(7)※5	
うまし 宇城市	30	7	1	22	30	鹿児島県(6)、鹿児島県内市(24)※6	・罹災証明事務のため5月19日より全国知事会が2名を派遣予定
あそし 阿蘇市	38	6	18	13	38	宮崎県(22)、宮崎県内市町(10)※7 熊本県(6)	
にしはらむら 西原村	50	30		20	50	佐賀県(25)、佐賀県内市町(25)※8	
みなみあそむら 南阿蘇村	137	95	3	39	137	大分県(27)、大分県内市町(13)※9、熊本県(6) 島根県(5)、岡山県(5)、群馬県(4)、広島県(5)、 愛知県(5)、岐阜県(5)、三重県(5)、石川県(5)、 長野県(5)、富山県(5)、千葉県(4) 全国市長会(24)※10、全国町村会(14)※11	
みふねまち 御船町	73	15	12	32	73	山口県(22)、山口県内市町(23)※12 全国知事会(4)※13、全国市長会(8)※14 全国町村会(16)※15	・罹災証明事務のため5月19日より全国知事会が2名を派遣予定
かしままち 嘉島町	41	3	4	34	41	福島県(5)、福島県内町(2)※16、静岡県(2) 静岡県内市町(18)※17、全国町村会(14)※18	
ましきまち 益城町	249	138	29	82	247	福岡県(32)、福岡県内町(16)※19 熊本県(39)、関西広域連合(100)※20 東京都(2)、東京都内市(28)※21 全国知事会(30)※22	・罹災証明事務のため5月19日より全国知事会が1名を派遣予定
きくちし 菊池市	28	12	2	14	28	長崎県(13)、長崎県内市(15)※23	
きくようまち 菊陽町	19	4		15	19	福岡県(5)、福岡県内市町(10)※24 関西広域連合(4)※25	
こうさまち 甲佐町	38	7	2	27	38	鹿児島県(9)、鹿児島県内市(10)※26 熊本県(6)、全国知事会(13)※27	・罹災証明事務等のため5月23日より全国知事会が4名を派遣予定
おおつまち 大津町	24	8	2	14	24	熊本県(2)、関西広域連合(22)※28	
合計	1,406			(598)	1,396	(罹災証明事務590名)	

- これは速報であり、数値等は今後変わることがある。
- これは広域連携スキームによるもので、各府省が調整して派遣する職員等は含まない。

- ※1 京都府 1、奈良県 1
- ※2 全国知事会職員 2、新潟県 8、京都府 2
- ※3 長岡市 4
- ※4 長崎市 6、諫早市 1、島原市 1、大村市 1、南島原市 1
- ※5 三条市 1、輪島市 2、見附市 2、日立市 2
- ※6 鹿児島市 4、阿久根市 2、薩摩川内市 2、出水市 2、いちき串木野市 2、南さつま市 2、
鹿屋市 2、霧島市 2、日置市 2、曾於市 2、志布志市 2
- ※7 宮崎市 2、日南市 2、日向市 2、西都市 2、綾町 2
- ※8 佐賀市 6、唐津市 7、鳥栖市 1、小城市 1、伊万里市 2、上峰町 1、みやき町 1、江北町 1、
嬉野市 2、玄海町 1、白石町 1、太良町 1
- ※9 大分市 6、杵築市 1、竹田市 3、豊後高田市 1、国東市 1、九重町 1
- ※10 高崎市 3、戸田市 1、燕市 2、村上市 2、糸魚川市 3、福知山市 2、気仙沼市 3、宇都宮市 2、登
別市 1、十日町市 3、豊橋市 2
- ※11 御浜町 2、蔵王町 2、刈羽村 2、菰野町 2、四万十町 2、上島町 2、大口町 2
- ※12 光市 2、周南市 5、防府市 2、宇部市 2、萩市 2、山陽小野田市 2、柳井市 2、長門市 2、
田布施町 1、平生町 1、周防大島町 2
- ※13 埼玉県 1、狭山市 3
- ※14 豊田市 2、横手市 2、金沢市 2、津山市 2
- ※15 井出町 2、八丈町 1、大紀町 6、奥多摩町 1、檜原村 1、新島村 1、神津島村 1、御蔵島村 1、
飛島村 2
- ※16 小野町 1、西会津町 1
- ※17 伊豆市 1、牧之原市 1、南伊豆町 2、湖西市 1、焼津市 1、富士市 2、森町 2、三島市 1、
島田市 1、裾野市 1、磐田市 1、川根本町 1、掛川市 1、伊東市 2
- ※18 中能登町 2、大紀町 1 2
- ※19 久留米市 2、直方市 2、行橋市 2、飯塚市 4、田川市 2、新宮町 1、水巻町 1、須恵町 2
- ※20 滋賀県 8、京都府 1 7、兵庫県 1 4、奈良県 1、和歌山県 1 1、鳥取県 7、徳島県 9、
宍粟市 2、明石市 4、倉吉市 3、彦根市 1、東近江市 1、京丹後市 2、芦屋市 2、南あわじ市 2、
尼崎市 2、橿原市 2、橋本市 1、美浜町 1（和歌山県）、鳥取市 1、日南町 1、
三好市 2、西宮市 2、播磨町 1、稲美町 1、三郷町 2
- ※21 八王子市 3、立川市 2、青梅市 2、府中市 1、昭島市 1、町田市 3、調布市 2、小金井市 1、
小平市 1、東村山市 1、狛江市 1、清瀬市 1、日野市 2、福生市 1、多摩市 1、稲城市 1、
東久留米市 1、西東京市 1、羽村市 1、あきる野市 1
- ※22 栃木県 6、山梨県 6、茨城県 3、埼玉県 3、神奈川県 3、群馬県 3、千葉県 3、東京都 3
- ※23 佐世保市 6、平戸市 1、松浦市 1、壱岐市 3、五島市 3、西海市 1
- ※24 嘉麻市 2、大野城市 2、筑紫野市 2、みやこ町 2、大木町 2
- ※25 奈良県 4
- ※26 枕崎市 2、始良市 2、伊佐市 2、指宿市 2、南九州市 2
- ※27 香川県 4、愛媛県 4、高知県 5
- ※28 大阪府 1 0、東大阪市 1、岸和田市 1、箕面市 1、羽曳野市 1、門真市 1、大阪狭山市 1、
松原市 1、八尾市 1、高槻市 1、豊中市 1、加古川市 2
- ※29 水道の被害状況に係る復旧工事に従事する技術職員等の派遣については、厚生労働省の被害状況報
告を参照

I-2 被災自治体庁舎等の状況

○ 熊本県内の次の市町村において、庁舎損壊等のため庁舎外に機能を移転。

- ・ 八代市^{やつしろし}→千丁支所^{せんちやう}へ
- ・ 人吉市^{ひとよしし}→庁舎別館、スポーツパレス、カルチャーパレスへ
- ・ 宇土市^{うとし}→市民体育館へ
- ・ 大津町^{おおづまち}→近隣町施設へ
- ・ 益城町^{ましきまち}→中央公民館へ

※ 熊本県庁市町村課が 5/15(日)に確認

○ 行政の受付窓口等の支援

- ・ 熊本県市町村課（行政書士会窓口）に対して、日本行政書士会連合会が協力できる具体的な内容（被災自治体の受付窓口や相談窓口への行政書士の派遣等）について、被災自治体への周知を依頼（4/28(木)）
- ・ 日本行政書士会連合会に対して、被災自治体から要望があった場合に迅速な対応を取るよう協力依頼（4/28(木)）

II 被災自治体における通信・放送の確保に関する対応状況

(1) 避難所及び行政機関の通信確保対応状況

○ 避難所における通信確保状況

- ・ 携帯電話による通信は、ほぼ確保。
- ・ Wi-Fi 利用環境を整備するため、各避難所に無料Wi-Fi アクセスポイントを増設中。
- ・ 携帯電話用の充電器（チャージャ）の配備を経済産業省と連携して展開中。

○ 通信事業者の保有する機器の貸与

- ・ 特設公衆電話を合計 62 台。
- ・ 衛星携帯電話を合計 619 台。
- ・ 無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) アクセスポイントを合計約 528 台。
- ・ 携帯電話充電器（マルチチャージャ）を合計約 689 台。

等を避難所及び行政機関に配備（詳細は後述）。

○ 公衆電話の無料化を実施済（熊本県全域）。

※大分県は 4/23（土）00:00 に無料化を終了。

※熊本県は 4/29（金）00:00 に無料化を終了。

○ 携帯電話 3 社のサービスの復旧（エリアカバーが地震発生前と同等まで復旧）について、各社のHPに掲載済。

(2) 災害時における放送の確保

○ 臨時災害放送局の開設等による生活情報の提供

- ・ 甲佐町（こうさまち）及び御船町（みふねまち）が、総務省配備の設備の提供を受けて、臨時災害放送局（FM）を開設（甲佐町：4月23日、御船町：4月25日、益城町：4月27日）し、被災者に向けたきめ細かい生活情報を提供。

○ 被災者へのラジオの配布

- ・ 4月20日（水）、9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、経済産業省の協力を得て、ラジオ2,500台（うち900台はソニーより、1,000台はパナソニックより無償供与）を確保。総務省九州総合通信局から各市町村に対し、ラジオを県内ラジオ局の周波数表を添えて配布（4月22日、23日・合計2,080台）。
- ・ 5月7日（土）、九州総合通信局から御船町にラジオ20台を追加配布。
- ・ 5月9日（月）、九州総合通信局から益城町にラジオ200台（うち100台はNHKより無償供与）を追加配布。
- ・ 5月11日（水）、新たにラジオ1,030台確保し（全てソニーより無償供与）、15日（日）、益城町にラジオ925台、御船町にラジオ5台を追加配布。

Ⅲ 被害状況

1. 通信関係

<固定電話>

- ・ NTT西日本 全て復旧。

※ただし、電話局と住宅等の間で不通状態の回線あり（住宅等の復旧に併せて回復見込み）。

<携帯電話・PHS>

- ・ 携帯電話の停波基地局数：合計2局（5/16（月）10:00時点から増減なし。）

- ・ PHSの停波基地局数：全て復旧

※停波の主な原因は、伝送路断等と推測。

※復旧作業ができない立入禁止箇所を除き、概ね復旧作業が完了。

※現時点で全ての市町村役場の通信の疎通を確認。避難所は、通信可能な状況。

※隣接局のエリアカバーや移動基地局車等の運用によるサービスの復旧について、携帯電話3社のHPに掲載済

	事業者	被害状況等
固定電話	NTT 東日本	・ 被害なし
	NTT 西日本	・ 交換機収容ビルの収容回線については、全て復旧。 ※電話局と住宅等の間で不通状態の回線あり（住宅等の復旧に合わせて回復見込み）。
	NTT コミュニケーションズ	・ 被害なし

携帯電話	KDDI	・被害なし
	ソフトバンク	・全て復旧
	NTTドコモ	・全て復旧
	KDDI (au)	・全て復旧
	ソフトバンク	【携帯】 ・2局が停波中 【PHS】 ・全て復旧

<防災行政無線関係>

熊本県益城町^{ましきまち} 一部子局が機能停止のため一部地区で使用不可。

<DEURAS (電波監視システム) >

・DEURAS-D (遠隔方位測定設備) 2センサ局運用停止中。→全て復旧

2. 放送関係

<地上放送 (テレビ、AM、FM) 関係>

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○NHK南阿蘇局 (テレビ、FM)	○停電後、非常用発電機の故障により停波。 →4月17日(日)発電機の修理により復旧(停波時間は、18:20～10:45(16時間25分))	○6,372世帯 (一部は他の中継局(阿蘇局)の放送で視聴の可能性あり。)
	○NHK大矢野湯島局 (テレビ総合・教育)	○停電後、非常用電源の給電停止により停波。 →4月16日(土)13:19発電機を持ち込んだため復旧。16:09商用電源が復旧 (停波時間は、9:26～13:19(3時間53分))	○169世帯
	○NHK (AM)	○被害報告なし	○被害報告なし
	○熊本放送蘇陽北局 (AM)	○アンテナ破損により停波 →4月18日(月)15:45アンテナの修理により復旧。(停波時間は、4月16日(土)1:25～4月18日(月)15:45)	○約1万世帯

	○民放4社(テレビ)	<p>(62時間20分))</p> <p>○熊本局 4月16日(土)地震発生直後、停電のため放送中断したが、手動で発電機を起動し復旧。その後商用電源復旧。(停波時間1:57~2:30(33分))</p> <p>○砥用局 4月16日(土)停電後、非常用発電機が停止して停波したが、発電機を再起動・復旧。その後商用電源復旧。(停波時間9:55~11:20(1時間25分))</p> <p>(民放FM(FM熊本1社)は5月9日(月)、民放テレビ4社は5月16日(月)南阿蘇局の非常用発電機を停止し、仮設中継局からの放送に切替え。 NHK(TV・FM)は、5月17日(火)から仮設中継局からの放送を開始。南阿蘇局の放送も継続中。)</p>	○県内8か所で非常用発電機を使用していた。
大分県	○NHK(テレビ、AM、FM) ○民放(テレビ3社(うち1社AM兼営)、FM1社)	○NHK、民放とも被害報告なし	○被害報告なし

<コミュニティ放送関係>

○熊本県：放送継続中(3社)

○大分県：放送継続中(3社)

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○熊本シティエフエム →臨時災害放送局へ移行(4月18日~4月30日)	○放送継続中(停電により短時間停波)	○停波1件

	○その他のコミュニティ放送（2社）	○被害報告なし	○被害報告なし
大分県	3社	○被害報告なし	○被害報告なし

<ケーブルテレビ>

全世帯復旧（4月28日（木）5:00時点（57世帯）から縮小）

○熊本県：復旧済（3社）、確認済（7社）

○大分県：復旧済（2社） ※17社については被害なし

○佐賀県：確認済（13社） ※13社については被害なし

○宮崎県：確認済（7社） ※7社については被害なし

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○ジェイコム九州	○全世帯復旧	○22,760世帯 （4月14日（木）発生 の地震による視聴不可 世帯1,244件を含む）
	○たかもり光ネットワーク㈱	○一部商用電源復旧、発電機燃料到着により放送再開	○2,619世帯
	○小国町	○4月19日（火）12時仮復旧	○68世帯
	○その他のケーブルテレビ（7社）	○確認済（7社について設備被害なし）	○被害報告なし
大分県	○大分ケーブルテレコム	○4月16日（土）13時45分復旧	○9世帯
	○日田市	○4月17日（日）17時復旧	○1,100世帯
	○その他のケーブルテレビ（17社）	○確認済（17社について被害なし）	○被害報告なし
宮崎県	7社	○確認済（7社について被害なし）	○被害報告なし
佐賀県	13社	○確認済（13社について被害なし）	○被害報告なし

3. 郵政関係

<郵便・郵便局業務関係>

- ・安全最優先で通常業務を実施。
- ・10の郵便局において、5月18日（水）の窓口業務を見合わせ。

- ・ 4の郵便局等において、業務用システムに障害等。(5/18(水)08:00現在)
- ・ 上益城郡(益城町)及び阿蘇郡(南阿蘇村、西原村)の一部地域において、郵便物等の配達が困難な状況。
- ・ 熊本県、宮崎県及び鹿児島県で引受・配達される郵便物等の一部に遅れ。
- ・ 5月11日(水)から、益城町、南阿蘇村及び西原村を宛先とするゆうパック並びに熊本県全域を宛先とする保冷扱いのゆうパックの引受けを再開。

IV 総務省の対応状況

○対策本部の設置等

- ・ 4月14日(木)21時33分 総務省非常災害対策本部設置
(4月14日から5月9日まで、計16回の本部会議を開催。)
- ・ 4月14日(木)22時50分 九州総合通信局災害対策本部設置
- ・ 4月15日(金)現地対策本部要員派遣(九州総合通信局1名)
(4月19日(火)から1名増員し2名派遣)
- ・ 4月16日(土)から現在まで、移動電源車貸与、通信機器貸し出し、ラジオ配布、臨時災害用放送局開設準備支援等のため、九州総合通信局職員15人を11市町村に延べ41人日派遣。
- ・ 4月18日(月)～ 総務省被災者生活支援チームの現地連絡調整要員として、総務省本省から課室長級職員を2名派遣
- ・ 4月18日(月)九州総合通信局内に「平成28年熊本地震に関する「特別相談窓口(情報通信関係)」を開設
- ・ 4月20日(水)、から現在まで、政府現地災害対策本部で編成された被災者生活支援リエゾンに2名派遣。(派遣先：熊本県御船町^{みふねまち}、熊本県嘉島町^{かしまち})
- ・ 4月22日(金)九州総合通信局による臨時災害放送局の開局要望に関する現地調査実施(4月23日(土)も実施)。
- ・ 4月22日(金)から現在まで、政府現地対策本部との連携により、熊本市内の食料支援チームに九州総合通信局から延べ20人日派遣。
- ・ 5月1日(日)から現在まで、熊本県からの要請による西原村^{にしはらむら}でのり災証明書発行受付、家屋認定調査業務の支援に九州総合通信局から延べ72人日派遣。

○総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

- ・ 簡易無線機、MCA無線機及び衛星携帯電話を、これまで10自治体に計82台を貸出。

貸出先	機種	台数	貸出日	備考
熊本県御船町	MCA無線機	2台	4月15日	
熊本県甲佐町	簡易無線機	10台	4月15日	
熊本県宇土市	MCA無線機	21台	4月16日	
熊本県高森町	簡易無線機	10台	4月18日	
	衛星携帯電話	2台		
愛知県	衛星携帯電話	2台	4月18日	熊本県災害対策本部の支援のため、愛知県より

				職員を派遣するため
熊本県南阿蘇村	簡易無線機 衛星携帯電話	10台 3台	4月19日	
熊本県菊陽町	簡易無線機	15台	4月19日	
岩手県	衛星携帯電話	3台	4月20日	熊本地震被災地支援のため、岩手県医療チームを派遣するため
京都府亀岡市	衛星携帯電話	2台	4月23日	熊本地震被災地支援のため、京都府亀岡市より職員を派遣するため
富山県	衛星携帯電話	2台	4月26日	熊本県南阿蘇村支援のため、富山県より職員を派遣するため

※総務省保有のICTユニットは、総合通信局で待機中。

○移動電源車の貸与状況

- ・熊本県益城町ましきまち（九州総合通信局より1台）
 - ・九州総合通信局で待機（※1）（近畿総合通信局より1台（※2））
- ※1：東海総合通信局保有の電源車は復電により自治体（南阿蘇村）から同局に返却（4/28）。
 ※2：復電により自治体（高森町）の稼働終了（4/27）。

※中国総合通信局保有の電源車は自治体（宇土市）の申出により同局に返却（5/16）。

○被災地支援のための制度手当

- ・災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の納入告知書、催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- ・携帯電話不正利用防止法が義務づける契約の相手方の本人確認について、被災で本人確認書類を消失したために、本人であることを確認できる書類がない場合にも被災者が携帯電話の契約等を行えるよう、省令改正。

○通信事業者等に対する要請

- ・主要な事業者に対して、全力で復旧にあたるよう要請済。（4/17付け NTT西日本、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンク）
- ・主要な事業者に対して、特設公衆電話や無料公衆無線LANアクセスポイントの開設、携帯電話充電器（マルチチャージャ）の配備など、優先的に避難所での通信利用環境の確保に取り組むよう要請。
 （4/17付け 対NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、UQコミュニケーションズ、ワイヤレスシティプランニング）
- ・通信事業・無線関係団体に対して、避難所の通信利用環境の確保について協力を要請。
 （4/18付け 対電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロ

バイダー協会、移動無線センター、全国陸上無線協会)

○燃料の安定的な確保

- ・資源エネルギー庁と連携して、NTT西日本及び携帯電話事業者が通信電源用に使用する燃料を確保。

※：熊本県内の中核サービスステーション（自家発電設備や大型タンク等を備えた災害時に地域の石油製品の供給の拠点）からの調達。

○被災者支援システムの整備

- ・主に避難所に、被災者が必要とする生活用品等を速やかに把握し届けるためのシステム及び1,000台のタブレット（IBM及びソフトバンク）を配備し、活用中。

※）経済産業省と連携して対応

※）4月28日（木）からシステムの本格運用が開始。

- ・アップルがiPad 500台を被災自治体に寄付を申出中。

※）熊本市に100台を提供予定。残り400台の寄付先については、現在、九州総合通信局が市町村の要望を調査中。

○4月18日（月）、報道発表により被災地域における地域の避難情報や生活情報等を放送するコミュニティFM局を周知。

○4月18日（月）、熊本市からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。（4月30日（土）で熊本市の臨時災害放送局が閉局。）

○4月19日（火）、日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟及び（一社）日本コミュニティ放送協会に対して、災害情報、生活情報等の放送の確実な実施、被災地住民への十分な配慮等について要請を実施。

○4月19日（火）、NHKから、南阿蘇局（テレビ・FM）について、倒壊のおそれがある等の理由から、中継局の設置場所の変更等（可搬型送信機による代替送信所の設置）の申請があり、即時に許可。

○熊本行政評価事務所などにおいて、被災者からの各種相談、問合せを受け付け。

4月20日（水）正午から、熊本行政評価事務所において、災害専用フリーダイヤルを開設するとともに、支援措置を講じている関係機関の窓口リストである「平成28年熊本地震被災者の皆様への生活支援」を公表し、避難所で配布するよう、被災市町村へ依頼。

○4月20日（水）、9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、経済産業省の協力を得て、ラジオ2,500台（うち900台はソニーより、1,000台はパナソニックより無償供与）を確保。22日（金）及び23日（土）、九州総合通信局から県内ラジオ局の周波数表を添えて各市町村に合計2,080台配布。

○4月21日（木）、熊本県及び県内16市町村に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、6月に定例交付すべき普通交付税の一部

(421億円)を繰り上げて交付することを決定。

- 4月21日(木)付で、被災納税者に対する地方税の減免措置について、自治税務局長通知を发出。
- 4月23日(土)、熊本県甲佐町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
- 4月25日(月)、熊本県御船町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
- 4月27日(水)、熊本県益城町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
- 宝くじによる熊本地震の被災地支援について
 - ・熊本地震の被災地への支援策の一つとして、発売団体である全都道府県及び全政令指定都市のご協力を得て、5月から発売(発売期間:H28.5.11~6.3)の「ドリームジャンボ宝くじ」を活用し、熊本地震の被災地の緊急支援を実施。
 - ・計画額750億円のうち100億円を被災地支援分と位置づけ、収益金(約40億円)を被災団体に配分予定。
- 4月28日(木)、地方公共団体やNPO等向けに、「被災者の生活再建と被災地の復興に向けた通信・放送利用の施策Webガイド」を、総務省ホームページにおいて公表。
- 5月2日(月)、熊本県の民放テレビ4社及び民放FMラジオ1社から、南阿蘇局について、倒壊のおそれがある等の理由から設置場所の変更等(仮設中継局の設置)の申請があり、即時に許可。
またNHK(テレビ・FM)からも4月19日(火)付けで変更許可した代替送信所の場所の再変更の申請があり、即時に許可。
- 5月7日(土)、九州総合通信局から御船町にラジオ20台を追加配布。
- 5月9日(月)、九州総合通信局から益城町にラジオ200台(うち100台はNHKより無償供与)を追加配布。
- 5月11日(水)、新たにラジオ1,030台確保し(全てソニーより無償供与)、15日(日)、益城町にラジオ925台、御船町にラジオ5台を追加配布。
- 5月13日(金)、熊本県内6市町に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、6月に定例交付すべき普通交付税の一部(78億円)を繰り上げて交付することを決定。

V 総務省関係団体・事業者等の対応状況

○ 避難所及び行政機関の通信確保対応状況（詳細）

事業者	特設公衆電話	衛星携帯電話	ポータブル衛星装置(固定電話)	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)	携帯電話用充電器(マルチチャージャ)	移動電源車	可搬型発電機	携帯電話	タブレット	データ通信端末
NTT西日本	62台 (38箇所)	25台 (19箇所)	0台※1 (0箇所)※1	20台 (18箇所)	—	—	—	—	—	—
NTTドコモ	—	164台 (18組織)	—	227台 (162箇所)	181台 (122箇所)※2	—	—	1667台 (68組織)	186台 (17組織)	80台 (16組織)
KDDI	—	93台 (5組織)	—	約147台 (121箇所)	403台 (301箇所)	—	—	818台 (20組織)	132台 (7組織)	224台 (13組織)
ソフトバンク	—	337台 (3組織)	—	約123台 (96箇所)	約105台 (105箇所)	2台	2台 (2箇所)	865台 (3組織)	1135台 (約4組織)	14台 (2組織)
NTT BP	—	—	—	約11台 (11箇所)	—	—	—	—	—	—
合計	62台	619台	0台※1	約528台	約689台	2台	2台	3350台	1453台	318台

※1 各自治体と相談し、特設公衆電話に切り替えた結果0台となった。

※2 避難所の統廃合により配備箇所が減少。

○ 公衆無線LANサービスの利用環境整備（インターネットへのアクセス確保）

- ・主に避難所に電気通信事業者が無料公衆無線LANを設置（避難所351箇所（重複を除く）、528アクセスポイント（AP））。

- ・NTTグループ：191箇所/約258AP

- ・KDDI：121箇所/約147AP

- ・ソフトバンク：96箇所/約123AP 等

（※）4月28日（木）、ほぼ全ての避難所において設置を完了。

- ・主に携帯電話事業者が九州全域で、通常、有料で提供している公衆無線LANサービスを無料開放。「0000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン）の名称で合計約55,000のAPを確保。

- ・ソフトバンク：約36,000

- ・KDDI：約10,000

- ・NTTドコモ：約9,000 等

（※）4月28日（木）以降は、熊本県内及び大分県内の避難所、並びに熊本県全域で開放。

- ・他にも、NTTグループが、提携企業とも連携し、九州全域で15,000超のA

P（コンビニエンスストア等を含む）を利用開放。

- ・無料公衆無線 LAN の AP が設置された全ての避難所において携帯電話用の充電器（チャージャ）を配備し、活用中。
- （※）経済産業省と連携して対応

○ICTユニットの配備

- ・熊本県阿蘇郡高森町に ICT ユニット（5台）（※）を搬送し、役場・避難所に ICT ユニットを用いた無線 LAN サービス及び音声通話サービスを提供。電源及び通信の復旧に伴い4月20日で提供終了。引き続き、自治体等からの要請に応じて貸し出せるよう ICT ユニットの総合通信局に待機中。
- ※ Wi-Fi、小型サーバー、バッテリーなどを搭載した小型で移動可能な通信設備であり、災害時に迅速に通信ネットワークを応急復旧させることが可能。

○災害用伝言サービスの状況

- ・NTT 東西、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、災害用音声お届けサービスを展開済み。

○復旧エリアマップを HP 上に公開

- ・NTT ドコモ、KDDI に加え、ソフトバンクは、災害の影響によりサービスを利用できないエリアを表示する復旧エリアマップを、HP 上に公開済み。

○通信速度制限の解除

- ・NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する携帯電話利用者を対象に、追加データの購入なしに、自動的に通信速度制限を解除（～5/31）。

○通信料金の減免

- ・NTT 西日本は、災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できなかった場合には、4ヶ月を限度に料金の減免を実施。
- ・KDDI、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。
- ・九州通信ネットワークは、災害救助法適用地域内に居住する光インターネット接続等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。

○NTT 西日本、ソフトバンク、九州通信ネットワークは、仮住居への移転工事等が生じた場合の工事費を無料化。

○NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクは、熊本県庁にリエゾン要員を派遣済。

○日本郵政グループ

- ・4月15日（金）から当面の間、災害救助法が適用された地域を対象に、通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い、また、保険料の払込猶予期間

の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施。

- ・ 4月19日（火）から5月18日（水）まで、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施。また、4月19日（火）から同月25日（月）まで、郵便はがきの無償交付を実施。
- ・ 益城町内の3の郵便局において、貯金の払戻し等を行うため、4月16日（土）・17日（日）及び4月23日（土）・24日（日）の営業を実施。
- ・ 4月29日（金）から5月15日（日）まで、熊本県内の5の郵便局において、ATMの取扱時間を延長。
- ・ 4月25日（月）から、益城町総合運動公園内において車両型郵便局（1台）が営業を実施。
- ・ 5月9日（月）から5月31日（火）まで、4の臨時郵便局を設置して貯金の払戻し業務を実施。
- ・ ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4月18日（月）から6月30日（木）まで、災害に対する義援金の無料送金サービスを実施。
- ・ 4月19日（火）から6月30日（木）まで、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施。
- ・ ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4月21日（木）から6月17日（金）まで、年金・恩給、国税還付金等を受け取る被災者が必要書類を持参できない場合でも支払いに応じる等の取扱いを実施。
- ・ 被災者である契約者に対する普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免措置、及び入院保険金の特別取扱いを実施。
- ・ 「かんぽの宿 阿蘇」において、中広間等を近隣住民へ開放し、数百名の避難者を受け入れ。食料・飲料を提供。（5/14（土）に終了）
- ・ 日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の4社が、義援金として2,000万円を寄付。
- ・ 5月16日（月）から7月29日（金）まで、郵便局等を活用した募金活動「ポスト募金」を実施。

○NHK

- ・ 災害救助法による救助が行われた区域内において、半壊、半焼等の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約につき、2ヶ月間の受信料免除。
- ・ NHKラジオのネット同時配信「らじる★らじる」において、熊本県域放送（ラジオ第一放送及びFM放送）の同時配信を実施。
- ・ 避難所等にテレビを設置（熊本県益城町に3台、熊本市、御船町、大分県別府市に各1台それぞれ配布）。
- ・ ラジオ300台を準備し、既に益城町や南阿蘇村に約100台を配布。

○地上放送（民間放送事業者）

- ・ ニッポン放送（関東広域圏のAM事業者）、熊本放送ラジオ500台を準備し、避難所等に順次配布。

○衛星放送

・(株)WOWOW

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置(申し出があった場合に、4月分及び5月分の視聴料を免除)

・スカパーJ S A T(株)

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置(申し出があった場合に、4月分の視聴料を免除)

○ケーブルテレビ

・株式会社 ジュピターテレコム

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置(視聴料の減免・支払期限の延長等)

○情報通信研究機構(NICT)による災害対応

(1) DISAANA - 対災害 SNS 情報分析システム

・ 平常どおり情報提供中。熊本県益城町等の被害情報を提供中。

(2) 多言語音声翻訳アプリ“VoiceTra”(ボイストラ)

・ 平常どおりサービス提供中
・ 被災地に外国人観光客等がいる場合、翻訳機能が利用可能

(3) 航空機搭載合成開口レーダ(Pi-SAR 2)による観測

・ 4月17日(日)午前8時過ぎから10時頃まで熊本県から大分県にかけての状況把握のための航空機 SAR(Pi-SAR2)観測を実施。
・ 機上で処理した画像を内閣府(防災担当)、熊本県、大分県に提供済み。
・ 4月17日(日)午後9時、NICT ウェブサイトにおいて詳細な画像データを一部公開。観測データの処理に合わせ、当該サイトを随時更新。

(4) 車載衛星地球局の配備

・ 熊本県阿蘇郡高森町に車載衛星地球局(※)(2台)を搬送し、役場・避難所に ICTユニットと連携した無線 LAN サービス(衛星経由)を提供していたが、電源及び通信の復旧に伴い4月20日で提供終了。

※ 超高速インターネット衛星(WINDS)を搭載した車両。移動電源車の役割も担える。

○地方公務員共済組合宿泊施設への被災者受入れの状況

・ 宿泊無料(食費実費負担)で受入れ実施中
(各施設の利用状況によっては受け入れられない場合もある)

・ 5月17日現在の利用状況

・ オークラ千葉ホテル(千葉市): 2名

・ ホテルアジュール竹芝(港区): 13名

- ・ホテル日航立川東京（立川市）：1名
- ・東京グリーンパレス（千代田区）：1名
- ・サンヒルズ三河湾（愛知県蒲郡市）：3名
- ・シティプラザ大阪（大阪市）：3名
- ・ひょうご共済会館（神戸市）：1名
- ・ホープスターとっとり（鳥取市）：4名
- ・翠山荘（山口市）：3名
- ・ホテルレガロ福岡（福岡市）：3名
- ・マリンパレスかごしま（鹿児島市）：2名

○被災自治体の住基情報等（5/18 現在）

<既存住基>

- ・熊本県内の全市町村の既存住基システムのデータは維持(4/19 県庁情報)
- ・熊本県内の次の市町村では、本庁舎損壊等のため、住基窓口業務を「支所等で実施」

【支所等で実施】

やつしろし
八代市（支所）

ひとよしし
人吉市（本庁別館）

うとし
宇土市（支所。4/21 からは本庁近隣の体育館でも可）

おおづまち
大津町（本庁近隣の町施設）

みなみあそむら
南阿蘇村（電源が確保できたため 4/25 から別庁舎で住基窓口事務を再開）

ましきまち
益城町（5/16 から町中央公民館で住基窓口業務を再開(5/16 証明書発行業務、5/17 住基窓口全業務)）

- ・熊本地震の被災地域（災害救助法の適用地域である熊本県内の全市町村）の住民が、転出証明書を持たずに他市区町村で転入届をしても受理できる旨 4月 19日付けで全国に通知。

→5/17 から県内全市町村で転出証明書の発行可

<住民基本台帳ネットワークシステム>

<LGWAN>

- ・熊本県内の全市町村で疎通(繋がっている) (5/10・5/11益城町復旧)

平成 28 年熊本地震への文部科学省の対応状況

平成 28 年 5 月 18 日
文 部 科 学 省

1. 地域住民への避難所の提供について

- 4 月 16 日付で、学校設置者に対し、地域住民の避難場所として学校等施設の提供に関する配慮を要請。学校等の施設管理者等に対して、改めて、以下内容の通知を発出。(4 月 21 日)

- ・ 関係施設に避難されている住民の安全・安心のため、引き続き施設の安全性の管理・確保への最大限の努力のお願い。
- ・ 避難場所の移動・明渡しが求められるのではないかなど、避難住民に不安を与えないよう、特に緊急の移動が必要となる場合を除き、その移動先等の条件が整うまで、現在の場所での避難が維持できるよう最大限の対応のお願い。
- ・ 施設管理者と防災・広報担当とが十分連携し、避難住民等に対しての適切な情報提供に努めるようお願い。

- 5 月 17 日 (火) 時点で、熊本県内の公立学校のうち 60 校が避難所。
- 避難所となっている学校施設等の環境改善 (簡易洋式トイレ、空調の設置等) について、災害救助法に基づく救助として国庫負担の対象となることから、防災部局との緊密な連携を取るよう、熊本県及び熊本市の教育委員会宛てに事務連絡を発出 (5 月 12 日)。

2. 学校施設の応急危険度判定について

- 熊本県の学校施設の応急危険度判定を全て終了。(5 月 2 日)
- 文部科学省からも被災した文教施設の当面の使用可否を調査するため、熊本県教育委員会からの派遣要請を受け、応急危険度判定士を中心に、のべ 21 名の職員等を派遣。(4 月 19 日～5 月 2 日)

3. 学校の再開について

- 熊本県教育委員会等に対し、学校を再開する際に留意すべき点について周知。(4 月 24 日)
- 5 月 16 日 (月) より、熊本県内の全ての国公立学校 824 校・園が再開。

4. 心のケアや教育支援等について

(1) 児童生徒等の心のケアの充実

- 各都道府県教委等に対し、被災した児童生徒等を受け入れた学校や再開した学校などにおいて、心のケアを含む健康相談を行うなど、児童生徒等の心の健康問題への適切な対応を依頼。(4 月 18 日)

- スクールカウンセラーの増員について、現場からの要望を第一に、被災地域の教育委員会及び日本臨床心理士会等と連携しながら対応。さらに、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、被災地へのスクールカウンセラーの派遣に対し協力を依頼。(4月21日)
- 熊本県教育委員会、熊本市教育委員会において、熊本県内の小中学校 153 校にスクールカウンセラーを追加配置。(5月18日現在)

(2) 児童生徒への教育支援の充実

- 熊本県教育委員会からの要望を踏まえ、45人分の教員加配を追加措置。(4月28日)
- 大分県教育委員会からの要望を踏まえ、5人分の教員加配を追加措置。(5月2日)
- ※ 今後も県の教育委員会からの要望に応じて、追加措置を行う予定。

(3) 学生のメンタルヘルスへの配慮

- 各国公私立大等に対し、被災による心的ストレスを抱える学生の把握に努め、状況に応じて地域の医療機関等とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応を依頼。(4月20日)

5. 被災した児童生徒・学生等への配慮等について

(1) 経済的支援

- 各都道府県教育委員会等に対し、被災した児童生徒等に対する就学援助や高等学校等就学支援金等の支給について柔軟な対応を行うよう依頼。(4月18日)
- 各国公私立大等に対し、経済的理由により修学を断念することがないように、日本学生支援機構の奨学金の臨時的な採用決定や支援金の給付を開始したことを、学生及び保護者に対し周知を依頼。(4月20日)
- 熊本県内及び近県の地震被害地域の災害共済給付契約手続きについて、①期限内(5月31日まで)の契約締結が難しい場合の期限延長②被災地域の児童生徒等に対する掛金徴収の柔軟な対応を依頼。(4月24日)
- 平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、災害共済契約に係る共済掛金を支払うことができない場合における支払期限の延長等及び災害共済給付契約の契約締結期限の延長を内容とする、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令」及び「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令」を公布・施行。(5月2日)

(2) 単位認定、就職活動等への配慮

- 被災した児童生徒が在籍する学校において、課程の修了等の認定に当たっての弾力的な対応や、授業を十分に受けることができない児童生徒への補充のための授業等についての配慮等を依頼。(4月18日)
- 各国公私立大等に対し、被災した学生の単位認定等への弾力的対応や、就職活動中の学生への一層の支援を依頼。併せて、経団連が、4月18日付けで、会員企業に対し、エントリーシートの提出期限の延長やホームページ等を活用した企業説明会のさらなる活用等を要請したことを、学生及び教員に対し周知を依頼。(4月20日)

また、経済団体・業界団体に対し、広報活動及び今後の採用活動について、被災した学生等への柔軟な対応を依頼。(4月21日)

さらに、各国公立大等に対し、厚労省が熊本県、大分県の新卒応援ハローワークに学生等震災特別相談窓口を設置したこと等を周知。(4月25日)

- 高等学校卒業程度認定試験について、本来は5月10日(火)が出願締切だが、熊本在住の被災者については5月31日(火)まで、出願期間を延長。

また、熊本県外の被災者で出願手続きが困難な場合や、本人が被災したわけではなくとも出願時に必要な添付書類(例:住民票、高校の単位修得証明書等)の取得が震災の影響により困難な場合に、状況に応じて個別に対応(5月10日までに相談)する旨、文部科学省HP、各都道府県教育委員会等を通じて周知。

6. ボランティア活動を希望する学生への配慮等について

- 熊本地震に伴い、ボランティア活動を希望する学生に対して、①修学上の配慮、②安全確保及び情報提供を依頼する通知を各国公立大学等宛と各専修学校及び各種学校宛に発出。(4月27日、28日)

7. 熊本地震後の状況を踏まえた九州への修学旅行の実施について

- 観光庁からの依頼を受け、九州への修学旅行について、現地の正確な情報に基づき、できる限り予定通りの実施が望まれる旨の周知に関し、各都道府県教育委員会等宛に通知を発出。(5月10日)

8. 文化財被害への対応について

- 熊本城跡(特別史跡)の石垣の崩落や、阿蘇神社楼門(重要文化財)の倒壊など、約120件の国指定等文化財の被害報告を受けているところ。
- 文化財の被害状況を把握するため、文化庁文化財調査官等を熊本県(4月22日~23日:5名、27日:3名、5月6日~7日:2名、5月16日:1名)及び大分県(4月25日~26日:3名)に派遣。
- 文化庁に「熊本地震文化財復旧・復興プロジェクトチーム」を設置し、第1回会合を開催。(5月10日)
- 5月12日(木)、熊本城について国土交通省・県・市との打合せ。

9. 情報集約・共有による災害対応・生活再建支援について

- 国立研究開発法人防災科学技術研究所が以下の取組を実施。
 - 熊本県災害対策本部等にリエゾンを派遣するとともに、被害状況の現地調査等を実施。(熊本県内:のべ51名(4月15日~順次派遣)、大分県内:のべ6名(4月21日~順次派遣))
 - 避難所情報の集約など被災者支援を行うとともに、復旧・復興に向けて、罹災証明書の発行や被災者台帳の管理等の業務を効率的に行うことができるシステムを用いた支援を被災自治体で実施。

10. 今後の地震活動の見通し等の情報発信について

○ 地震調査研究推進本部において、熊本地震の評価及び委員長見解の公表を実施(5月13日)。

- 一連の地震活動は、全体として減衰傾向が見られるが、熊本地方及び阿蘇地方の活動は、減衰しつつも依然として活発。
- 大分県中部の活動は減衰。
- 今後も最低1ヶ月程度は、熊本地方及び阿蘇地方でM5~6(最大震度6弱程度)、大分県中部でM5程度(最大震度5強程度)の余震が発生するおそれがあり、引き続き十分注意が必要。
- 熊本県から大分県にかけて、今後も最低2ヶ月程度は、震度6弱以上の揺れにみまわれることも否定できないことから注意が必要。
- 中央構造帯や南海トラフ沿いのプレート境界において、一連の地震活動によって地震発生確率が高まったとは言えないが、もともと地震のリスクが高い地域であり、注意を怠るべきではない。

平成28年5月17日 14:00
文 部 科 学 省

熊本県熊本地方を震源とする地震による被害情報(第28報)

※これは速報値であり、数値等は今後変わることもある。
※下線部は、前回からの変更箇所。

○ 文部科学省関係の被害情報(5月17日9時00分時点) ※文部科学省に報告のあったもの

(1) 人的被害(児童生徒等)

都道府県名	国立学校施設(人)				公立学校施設(人)				私立学校施設(人)				社会教育・体育、文化施設等(人)				文化財等(人)				独立行政法人等(人)				計							
	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明				
佐賀県										1																				1		
熊本県	84				72	8			73	3	3	1	5																234	11	3	1
大分県									3																				3			
計	84				72	8			76	4	3	1	5																237	12	3	1
3県					小中高 32 38 2	6 1 1			高 12				文化 5																			
	大学 84								大学 54	3	3	1																				
									短大 1																							
									専各 9	1																						

(2) 人的被害(教職員等)

都道府県名	国立学校施設(人)				公立学校施設(人)				私立学校施設(人)				社会教育・体育、文化施設等(人)				文化財等(人)				独立行政法人等(人)				計							
	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明				
熊本県	11		1		6				14																				31		1	
計	11		1		6				14																				31		1	
1県					小中高 2 3 1				大学 6																							
	大学 11		1						専各 7																							

※死亡 熊本県:香川県の職員1名

(3) 物的被害

都道府県名	国立学校施設(校)	公立学校施設(校)	私立学校施設(校)	社会教育・体育、 文化施設等(施設)	文化財等(件)	独立行政法人等(施設)	計
福岡県	3	88	49	38	16		194
佐賀県	1	21	5	13	8		48
長崎県	2	29	2	4	5		42
熊本県	4	430	153	282	96	1	966
大分県	4	62	21	46	18		151
宮崎県	1	26		3	3		33
計	15	656	230	386	146	1	1,434
6県	大学 11 高专 4	幼小 21 313 中 160 高 101 中等 1 特別 35 大学 1 専各 1 その他 23	幼 70 中高 14 35 大学 18 短大 6 専各 60 こども園 27	社教 141 青少年 10 社体 191 文化 33 教研 2 その他 9	重文(建) 40 登録(建) 54 重文(美) 4 特史 1 史跡 29 名勝 11 天然 2 伝建 3 その他 2	独法 1	

・主な被害状況: プレースの破断、天井・ガラス・配管等の破損、外壁等のひび割れ、熊本城における石垣崩落等

(4) 休校・短縮授業となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育、文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計	
	休校	短縮	休校	短縮	休校	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休校等	短縮
長崎県							1							1
熊本県							24				1			25
計							25				1			26
2県							文化 25				独法 1			

(5) 避難所となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)	公立学校施設(校)	私立学校施設(校)	社会教育・体育、文化施設等(施設)	文化財等(件)	独立行政法人等(施設)	計
佐賀県				1			1
長崎県				1			1
熊本県		60	1	62			123
計		60	1	64			125
3県		小 45 中 14 高 1	大学 1	社教 46 青少年 2 文化 16			

※(5)避難所となっている学校等について、公立学校施設(熊本県)の数値は、熊本県立と熊本市立の学校の他、5月16日時点で熊本県が把握しているその他の市町村立の学校数を計上

平成 28 年熊本地震への対応状況について

平成 28 年 5 月 18 日 (10:00 時点)

厚生労働省

※下線は前回 (5 月 16 日 (19:00 時点)) からの変更点

1. 医療・保健

(1) DMAT の派遣等

- DMAT から JMAT 等の医療チームへの引継ぎが進み、DMAT は縮小し、医療チームの派遣調整機能を DMAT 都道府県調整本部から熊本県医療救護調整本部に統合。

なお、熊本県からの要請により、ロジスティックチームは県医療救護調整本部のサポートを実施。

(2) 医療救護班等の活動状況 (合計 (82→) 79 チーム) (5/17 11:00 熊本県集計)

医療チーム等	活動チーム数
全国知事会	(10→) 11 チーム
日本医師会	(17→) 15 チーム
日本歯科医師会	(7→) 8 チーム
日本看護協会	(16→) 16 チーム
日本赤十字社	(6→) 5 チーム
各医療機関	(3→) 3 チーム
DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)	(23→) 21 チーム

(歯科医師等)

- 熊本県歯科医師会がホームページで、受診可能な歯科医療機関の情報を公開。
- 日本歯科医師会から、日本歯科商工協会等の協力を得て、熊本県歯科医師会に歯ブラシ (大人) 27,440 個、歯ブラシ (子供) 4,000 個等に追加し、義歯ケース 3,000 個、義歯ブラシ 10,480 個及びオーラルリンス 7,900 個を送付し、ニーズのある避難所へ配送済み。

(3) DPAT (災害派遣精神医療チーム) の活動

- 熊本県庁災害対策本部内に DPAT 調整本部を立ち上げ (5 月 1 日より熊本県精神保健福祉センター)、活動中。(これまでに 39 都道府県、1 市から派遣)。4 月 21 日までに精神科病院から依頼のあった入院患者の転院支援を終了。
- 5 月 13 日は、熊本市、御船、宇城、阿蘇、菊池の 5 保健所圏域の避難所等 51 箇所を巡回。
- 4 月 19 日以降、DPAT 事務局 (東京) のコーディネーター 1 名 (精神科医) を DPAT 調整本部 (熊本) に配置して現地のニーズに的確に対応できるような体制を

強化

- 5月5日にDPAT活動拠点本部を2箇所から3箇所に増設(熊本県精神保健福祉センターおよび阿蘇保健所、南阿蘇村役場白水庁舎)。
- 行政職員等のメンタルヘルス相談、啓発活動は、熊本県精神保健福祉センターがDPATと連携し対応。
- 5月2日より希望ヶ丘病院、5月3日より益城病院の退院および通院患者に対し病院職員等と協力して訪問支援を開始。

(4) 人工透析の状況

- 熊本県内の透析病院は94施設 患者数6,393人。
- 建物の一部損壊等によって透析できない施設を除き、透析医療を提供中。なお、透析できない施設の患者については、熊本県内の他の医療機関での受け入れ等により対応中。

(5) 保健師等の活動

- 保健師が避難所、公園、駐車場等の避難者を巡回し、感染症予防の指導、健康状態の把握、こころのケアなどを実施中。
- 全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、5月18日までに58チームが活動を開始。
- 公衆衛生医師等から構成される保健所支援チームが保健所の運営支援を実施中。(4/24)

(6) 医薬品等の供給

- ① 薬剤師等による医薬品ニーズの把握
 - 薬剤師及び保健師が、救護所における医薬品の供給、巡回医療班に同行しての医療支援等を実施。巡回しながら医薬品の需要を把握(5/16は薬剤師44名等が活動)。
- ② 医薬品等の供給
 - 熊本県内の日本医薬品卸売業連合会及び日本医療機器販売業協会の全加盟企業に対し確認。安定供給等にかかる問題は生じていないとの報告あり。
 - 避難所のうち救護所が設置されている3カ所において医薬品等の供給を実施(モバイルファーマシー(災害対策医薬品供給車両)2カ所、臨時調剤所1カ所)。
 - 熊本県薬剤師会が、開局している薬局の一覧をインターネット上で公表し、調剤等を実施。

(7) エコノミークラス症候群への対応

(熊本県内の主要医療機関で入院を必要とした患者数)

平成28年5月17日(16:00現在)(4月14日~5月17日までの累計)

	65歳未満	65歳以上	計
男性	5	7	12
女性	13	26	39
計	18	33	51

※ 熊本県健康福祉部発表

(対応)

- 4月15日「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、エコノミークラス症候群予防策も含む、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、関係者が留意する事項について情報提供。
- 厚生労働省ホームページの「平成28年熊本地震関連情報」に、エコノミークラス症候群に関するページを設け、予防策を周知。
- 4月27日被災した妊産婦等の適切な生活環境確保のため、産婦人科医療機関の協力のもと、妊産婦等が利用できる施設や車中泊のリスクについて、妊産婦に対する情報提供を行うよう、熊本県・熊本市宛てに事務連絡を发出。同時に、熊本市・阿蘇市内の産婦人科医療機関に対して、電話にて個別に情報提供を実施。

<現地での対応状況>

- ・ 「エコノミークラス症候群の予防のために」という注意喚起のチラシを作成。4月19日、被災地で健康管理を行っている保健師の巡回にあわせて配布したほか、グランメッセ(益城町)の2,000台に配布し、周知。自衛隊、警察、消防、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアにも周知を依頼。20日夕刻、エミナース(益城町)の500台に配布済。
- ・ さらに、エコノミークラス症候群の予防策の周知について、コミュニティラジオで放送を開始。
- ・ 車中泊している人を減らし、足を伸ばせるような環境で生活できるよう、熊本県庁に働きかけを実施。熊本県で高齢者等への宿泊施設の提供を開始。
- ・ 4月22日、車中泊が多い避難所を対象に、専門家チームが、弾性ストッキングの配布を含むエコノミークラス症候群の予防活動を実施。弾性ストッキングは、履き方を誤ると逆効果になるため、配布に当たっては、巡回する保健師等が、医療救護班等と協力して、装着方法を指導しながら実施。
- ・ 5月3~5日、災害医療センター、日本臨床衛生検査技師会等の共催で、熊本市内の各所(市総合体育館、アクアドーム等)に拠点を設けてエコノミークラス症候群検診実施予定。

(8) 栄養・食生活支援

- 全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、避難所の食事状況の情報を集約し改善につなげる管理栄養士が活動を開始(4/26)。
- 避難所の食事状況の把握や、離乳食、アレルギー食等が必要な被災者の支援等を行う管理栄養士の派遣を日本栄養士会が開始(4/22)

- 日本栄養士会が熊本県庁内に特殊栄養食品（離乳食、アレルギー食等）ステーションを設置（4/21）。

（9）感染症対策

【南阿蘇中学校体育館避難所ノロウイルス】

- ① 状況
 - 南阿蘇中学校体育館避難所において、急性感染性胃腸炎の患者 22 名が発生（4/23）。重症者はなし。
- ② 対応
 - 阿蘇保健所等が同避難所においてトイレ等の消毒など感染拡大防止対策を行うとともに、熊本県等がその他の避難所も含めトイレの清潔保持の強化、消毒薬等の衛生資材の配布、手洗い励行のための周知ポスターの掲示など感染予防策の強化に着手（4/23）。

【その他】

- ① 状況
 - 熊本市内の避難所でノロウイルス陽性が 12 名、インフルエンザ陽性が 10 名発生。現時点で、集団感染ではなく、単発事例と考えられる。（5/17）
- ② 対応
 - 熊本県が感染症予防のため、手洗いの徹底を周知するとともに、保健師が避難所等を巡回し早期発見に努め、発見された場合は、他の避難者との接触を避け別室等での生活を徹底する等感染拡大防止に努めている。
 - 国立感染症研究所の専門家等を派遣し、避難所やトイレ等の衛生状況、感染症対策についての把握、避難所の管理者、熊本県担当課への指導・助言を実施済（4/21）。
 - 避難所におけるインフルエンザ流行に備え、新型インフルエンザ対策に限定して使用する契約で製薬会社から都道府県及び国が安価で購入し備蓄しているタミフルについて、今後予防・治療用として使用することについて製薬会社から了解を得た（4/19）。
 - 駐車場型避難所における仮設トイレの配置の実態、必要な関係資材等を取りまとめ、平成 28 年熊本地震被災者生活支援チームに提供（4/20）。避難所における適切なトイレ数の基準等を示し、不足がある場合は仮設トイレや手洗い場の新規設置の検討、国への要請を呼びかける事務連絡を発出（4/22）。
 - 手洗いタンクなどを使用した流水による手洗いを徹底するよう保健師により指導するとともに、全ての避難所に手洗い励行のポスターを掲示（4/25）。

（10）食中毒対策

【城東小学校避難所における食中毒】

- ① 状況
 - 5月6日（金）に避難所（城東小学校）で出された昼食の摂食者は43人。うち有症者は34人（入院者21人）。

- 有症者の症状、患者便、吐物、食品等の検査結果から、病因物質は、黄色ブドウ球菌。(患者便、吐物、おにぎりから黄色ブドウ球菌を検出)

② 対応

- 5月9日、熊本市の調査結果を踏まえ、現時点において避難所が設置されている熊本県、大分県及び熊本市に対し、避難所の管理者、食事提供者及び調理従事者等への追加の注意喚起を依頼。

【その他これまでの対応】

- 食中毒予防のため、4月18日に熊本県等、避難所設置県内の自治体(計14自治体)に対して、食中毒発生防止及び発生時等の情報提供について協力を依頼。
- 公益社団法人日本食品衛生協会が、4月19日以降、熊本県・市等に対し消毒用アルコール、嘔吐物処理キット等の衛生用品を提供。さらに、4月26日以降、益城町、西原村、大津町内の避難所の被災者(約3,300名)に対して、衛生用品(食中毒予防のためのリーフレット、手指消毒剤、ウェットティッシュ、マスク)のセットを追加配布し、衛生指導を実施。
- 現地対策本部より、食中毒予防のチラシを配布(5/7~)。

(11) アレルギー疾患関係

① 相談・ニーズのくみ上げ

- 熊本県からの依頼に応じて、学会、国立病院機構が連携し、熊本県に速やかにアレルギー対応食を提供する仕組みを構築済み。
- 学会が被災地のアレルギー症状で困っている患者や家族を対象とした相談窓口を設置。

② 子どものアレルギーへの対応

- 保健師など避難所で医療に携わる方等に対し、アレルギー児対応マニュアル(「アレルギー児対応マニュアル」(日本小児アレルギー学会))を配布済
- 避難所で生活される被災者の方々等へ自治体を通じての学会作成のパンフレット(「災害時のこどものアレルギー疾患パンフレット」(日本小児アレルギー学会))を配布済

③ その他

- 震災によりエピペン(※)を紛失もしくは家から持ち出せなかったアレルギー疾患患者に対して、アナフィラキシー・ショックの発生に備え、近くの医療関係者等と相談してエピペンを再入手してもらうことをお願いするチラシを避難所で配布、掲示。

(※) 食物アレルギーなどによるアナフィラキシー・ショックに対して、医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤

- 被災地へ送付等される食品の表示義務の緩和について、アレルギー表記については従来通りとする旨の通知を发出(消費者庁・農水省・厚労省の

連名通知) (4/22)。

(12) 熱中症関係

- 被災地における熱中症予防のチラシ・ラジオ等により周知。(4月22日、厚生労働省、環境省の連名で、被災自治体あて、周知依頼の事務連絡発出)
- 厚生労働省、経済産業省、環境省等で連携し、避難所におけるうちの配布を開始(5月3日～)
- 避難所等を巡回する保健師等により、予防策を周知・啓発。
- 復旧作業における熱中症予防対策
 - ① 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方等に対して、熱中症防止グッズ(電解質補給用品(飴)約19,000、同(粉末)約17,000)を無償提供(順次実施)。
 - ② 復旧作業における熱中症を予防するため、作業現場の安全パトロールを実施し、作業員へ注意喚起(4/25～)。

(13) 不眠への対応

- 専門家が作成した不眠対策のリーフレット(「夜、眠れない方のために」、「避難所等における不眠対策」(内山真日本大学教授他監修))を、5月6日熊本県、熊本市、DPAT等へ送付。必要に応じて被災者や避難所等の管理者に配布予定。

(14) 復旧作業における健康と安全の確保

- 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方に対して、安全に作業を行うための保安用品を、企業からの無償提供を受けて配布(順次実施)。(4月25日から防じんマスク約55,000枚、切創防止用手袋約10,000組み等を配布、5月13日から追加で保護めがね約2,500個、防じんマスク約27,000枚等を配布。)
- がれき撤去作業など危険な作業が行われている地域などを中心に、労働基準監督署による安全衛生パトロールを実施(4/25～。5月13日までに377現場のパトロールを実施。)
- 建設業労働災害防止協会の協力を得て、災害復旧作業を行う作業員やボランティアの方を対象とした安全講習会を熊本労働局(5月29日)及び福岡労働局(5月30日)で開催。

(15) 医療保険等における患者の一部負担金

- 4月21日付で、医療機関等における患者の一部負担の支払いを不要とするよう保険者に要請。現時点で、対応できる保険者は、熊本県内の全市町村国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療、協会けんぽ、熊本県内の全健保組合を含む(804→)817健保組合、九州に主たる事務所または支部がある国民健康保険組合8組合(国保・介護保険・後期高齢者医療・協会けんぽは免除、健保組合、国保組合は当面猶予)

2 水道

(1) 被害状況

	総断水戸数		16日19時時点		18日10時時点	復旧率
被災地全域	445,857	→	361	→	361	99.9%
熊本市	326,873	→	0	→	0	100%
熊本市以外	118,984	→	361	→	361	99.7%

※家屋等損壊地域（約1,690戸）を除いている。（下記注2参照）

※熊本市は、4月30日18時に、熊本市全域に水道水が供給できるようになり、水が出ない場合は市民に対して連絡を促すとともに、引き続き、他の地方公共団体や関係団体と連携して漏水の調査・修理を行う旨プレスリリースした。

（単位：戸数）

都道府県	市町村	復旧見込み		計	備考 (市町村からの 応援態勢)	参考 家屋等損壊 地域 ^{注2}
		短期 (1週間程度)	中長期 (1ヶ月程度)			
熊本県	益城町	0	0	0	長崎市 宮崎市等	約(805→) 740
	御船町	62	0	62		約100
	西原村	91	0	91	福岡市 那覇市	約140
	南阿蘇村	150	58	208	福岡市 大分市	約710
計		303	58	361		約(1,755 →)1,690

(注1) 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

(注2) 家屋等損壊地域は、地震により家屋等が大きく損壊した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として市町村から報告のあったものであるため復旧見込みの対象に含めない。

(2) 応急給水の実施状況

○ 被災自治体からの給水車の派遣要請に対し、全国の水道事業者が、応急給水を実施中。

	16日19時時点		18日10時時点
給水車を確保	11台	→	11台
応急給水を実施中	11台	→	11台
現場へ移動中	0台	→	0台
待機中	0台	→	0台

※熊本市は、5月2日をもって応急給水を概ね終了。

(3) 技術職員等の派遣等

- 必要な技術支援を把握すべく、厚生労働省職員が被災市町村を個別訪問し、その結果をもとに、日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会と連携し、
 - ① 短期的課題（水源の濁りや小規模な漏水）に対しては、速やかな技術職員及び管工事業者の派遣等
 - ② 中長期的課題（周辺一帯の土砂崩れや水道施設の損壊等）に対しては、被害状況を正確に把握した上で、復旧計画策定の支援、専門的な知見を有する技術職員による調査の実施、技術職員及び管工事業者の派遣など、総勢最大で1,000名体制で個別に必要な対応策を実施。

【復旧工事等に従事する技術系職員及び管工事業者数】

	活動中
熊本市	約(360→) 260名
熊本市以外の自治体	約 220名
合計	約(580→) 480名

(4) 市民への対応

- 被災者の不安を解消し、正確な情報に基づいて行動できるよう、被災地の水道事業者から、応急給水の予定や水道の復旧見込みに関してきめ細やかな情報発信を行う。
- 住宅・マンションについて、水が出ないと熊本市水道局に連絡あり次第、市内70事業者が修理を実施。（上記約1,000名体制の外数）

3 熊本周辺の主要な医療機関の状況（厚労省調査）

(1) 概況

病棟の損壊等により、入院診療に制限がある病院：12病院（5/17時点）

(2) 特に対応が必要となった病院の状況

- 10カ所程度の病院が、建物の倒壊リスクやライフラインの途絶などにより、他病院への患者搬送を実施。

(3) 医療機関における看護師の確保

- 熊本市民病院から周辺地域の1病院に15名、阿蘇地区の1病院に4名の看護師を派遣。
- 複数の赤十字病院から熊本赤十字病院に看護師27名を派遣。
- 複数の済生会病院から済生会熊本病院に看護師5名を派遣。
- 国立病院機構病院（熊本医療センター、熊本再春荘病院）に4月19日より同機構病院内から看護師を順次派遣していたが、5月8日をもって終了。

- 全日本病院協会、日本医療法人協会から AMAT として 2 病院に看護師等の派遣を行っていたが、4 月 28 日をもって終了。

(4) 医療機関における水、食料の確保

- 交通事情の改善等により、26 日までに要望のあった食品（4 施設）及び飲料水（2 施設）に関しては 27 日に解消された。

(5) 診療報酬の取扱い

- 被災した医療機関から患者の転院を受け入れたために所定病床数を上回る患者を入院させることとなった場合には、入院基本料の減額を行わないこと等診療報酬上の取扱いに関する事務連絡を厚生局、関係団体等に周知。4 月 17 日に被災地で転院を受け入れる医療機関に直接伝達済み。

4 福祉施設の状況

(1) 社会福祉施設の状況

① 高齢者施設

- 熊本県全域の 1,234 施設について、県庁及び厚労省にて確認したところ、人的被害は 14 施設 24 名（人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等）、また、建物の被害は 354 施設（半壊、屋根の倒壊、壁の損傷等）。

② 障害児・者入所施設の状況

- 熊本県全域の 78 施設について、県庁及び厚労省現地対策本部等にて確認したところ、全施設に人的被害はなし。また、2 施設の一部の建物が損壊。

③ 児童入所施設の状況

- 熊本県全域の 30 施設について、厚労省が県と市に確認したところ、全施設に人的被害はなし、物的被害は 15 施設。

(2) 事業者団体等への通知

- 高齢者施設や障害者施設、児童施設等における緊急的な対応として、要援護者の受入れに係る定員超過等を容認するとともに、その場合にも給付の対象とすることを自治体等に通知。(4/14~4/17)
- 4 月 21 日付で障害福祉サービス等にかかる利用料の支払いを不要とするよう、自治体に対し要請。

(3) 社会福祉施設に対する福祉人材の応援体制

- 4 月 17 日付けで、社会福祉施設への要援護者の受け入れ等に伴う必要な福祉人材の応援体制について自治体・関係団体に対して必要な措置を要請する通知を发出。
- 4 月 22 日付けで、社会福祉施設に派遣可能な福祉人材の登録について関係自治体への要請に係る通知を发出。
- 4 月 29 日から、派遣可能な福祉人材と施設のニーズのマッチングを開始。
※5 月 17 日時点の各施設からの派遣要望数は 96 人。これに対し、同日時点で 90 人を派遣

(4) 避難所等における障害者、高齢者の要援護者に対する支援

- 4月28日、避難所等の支援ニーズに関する情報を集約し、ケアマネジャーによる相談支援、介護福祉士等による介助等の支援や、市町村による福祉避難所の増設等につなげるため、熊本県、厚生労働省現地対策本部、関係団体等による「職員派遣・支援調整協議会」を現地に設置することを決定。(第1回職員派遣・支援調整協議会を5月2日に県庁にて開催。)
- 同日、日本介護支援専門員協会、日本相談支援専門員協会、日本介護福祉士会等の関係団体に対し、避難所等における障害者、高齢者等の要援護者に対する支援について協力を要請。
 - ※ 日本介護支援専門員協会は、熊本県と連携し、地域包括支援センターの活動を支援するため、避難所等の巡回、介護相談、介護保険手続きの支援等の活動を実施中。
 - ※ 日本介護福祉士会は、熊本県等と連携して、会員を益城町等に派遣し、避難所や福祉施設における介護が必要な方に対する支援活動を実施中。
- 5月13日付けで、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるため、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービス等を提供する総合的な機能を有するサポート拠点等が積極的に整備されるよう、熊本県に通知を发出。

5 その他

(1) ボランティア

- 避難所への救援物資の仕分け及び配送等の支援については、全国社会福祉協議会及び県・市町村社協が、支援を要する市町等の情報を熊本県から受け取り、ボランティア活動を専門とするNPO団体等に対してスタッフの派遣を要請(4月18日)。これを受けて、日本生活協同組合連合会等より支援の申し出があり、42名を派遣。
- 一般市民や学生等によるボランティア活動については、県・市町村社協において、各地域の安全確保の状況を見つつ、順次、災害ボランティアセンターを開設し、避難所における物資の仕分けや避難所の運営支援、被災家屋の片付け等を実施。

- 4月19日開設：【熊本県】宇土市(2,437名)、宇城市(3,320名)、菊池市(730名)
- 4月20日開設：【熊本県】南阿蘇村(3,226名)【大分県】由布市(204名)
- 4月21日開設：【熊本県】益城町(11,655名)、山都町(163名)
- 4月22日開設：【熊本県】熊本市(19,889名)、美里町(194名)、大津町(1,827名)、合志市(713名)、菊陽町(1,641名)
- 4月24日開設：【熊本県】西原村(3,971名)
- 4月25日開設：【熊本県】甲佐町(637名)
- 4月26日開設：【熊本県】嘉島町(1,077名)、阿蘇市(718名)
- 4月29日開設：【熊本県】御船町(1,655名)
- ※()内は5月17日までの延べ人数(累計54,057名)。但し速報値であり変動の可能性あり。

上記市町村の災害ボランティアセンターにおける活動人数の合計(直近5日間)

活動日	5/13(金)	5/14(土)	5/15(日)	5/16(月)	5/17(火)
人数	1,712名	2,762名	2,649名	415名	1,694名

※5/16は天候不良により一部の市町村においては活動を休止

- 災害ボランティアセンターでは、継続的かつ一人でも多くの方々がボランティア活動に参加していただけるよう、募集対象地域の拡大や、フェイスブック、ツイッターを活用した情報発信などにより募集及び広報活動を強化。

(2) 旅館・ホテル・公衆浴場等

- 旅館・ホテル等について、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、積極的協力を文書で要請。
- 現在、熊本県(健康福祉部薬務衛生課)では、九州各県の旅館ホテル生活衛生同業組合の協力を得て、被災された方々のうち、高齢者、障害者、妊産婦等の特別の配慮を要する方などを対象に無料で受入れを進めており、5月18日10:00現在、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の6県で503組1,639名の方を受け入れ、本日以降の調整で53組129名の方の受入手続きを進める予定。
- 浴場組合については、4月16日(土)から、被災者の無料入浴支援を開始(5月18日現在9施設)。
- 被災者に厚生労働省の災害対応状況をわかりやすく伝えるため、厚生労働省ホームページにおける掲載内容を充実。
- 福岡県介護支援専門員協会は、福岡県内のホテルに避難している高齢者に対し、ケアマネジャーによる介護相談等の支援を開始。

(3) 雇用促進住宅の提供

- 雇用促進住宅について、76戸入居決定済(うち熊本県69戸)。なお、引き続き

き熊本県や関係市町村と調整するとともに、500戸程度の住宅の提供に向けて、必要な修繕を実施中。

(4) 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例措置の実施について

- 4月25日付けで、当座の生活費を貸し付ける生活福祉資金貸付の緊急小口資金について、今般、災害救助法が適用された地域等においては、本来は低所得世帯としている貸付対象を被災世帯に拡大するなどの措置を通知（5月6日以降、順次受付開始）。

(5) 雇用保険の特例（※激甚災害の指定に伴う措置）

- 災害により休業した事業場の従業員に対し、休業をした場合も失業給付の対象とする雇用保険の特例措置を4月26日より実施。

(6) 雇用調整助成金の特例

- 事業縮小の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮するなどの要件緩和を4月22日に公表。
- 休業に係る助成率の引上げや対象者の拡大などの、特例措置を5月16日より実施。

(7) ハローワークの相談対応

- 5月16日時点：地震関連の相談は、熊本労働局及び管内ハローワーク全体で、10,570人から10,967件の相談（雇用保険関係6,545件、雇用調整助成金関係2,482件、仕事関係977件、その他963件）。なお、5月14日（土）、15日（日）は、熊本所、上益城出張所、阿蘇所の3所を開庁。

平成28年（2016年）熊本地震の 農林水産業関係被害の状況

※農林水産省調べ
5月17日（火）17:00現在

1 農林水産関係被害の概要

区分	主な被害	被害数	被害額 (億円)	被害地域 (現在7県から報告有り)
農作物等	農作物の損傷	195ha	1.1	熊本県、大分県
	家畜の斃死等	541,330頭羽他	9.8	熊本県、大分県
	共同利用施設の損壊等	225箇所	196.5	熊本県、大分県、宮崎県
	農業用ハウスの損傷	119件	5.2	熊本県、大分県、宮崎県
	畜舎等の損壊	1,168件	127.8	熊本県、大分県、宮崎県
小計			340.4	
農地・農業用施設関係	農地の損壊	4,265箇所	122.7	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	農業用施設等の損壊	4,214箇所	491.0	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	(農業用施設： ため池、水路、 道路等)	4,170箇所	457.7	
	(農地海岸保全 施設)	41箇所	31.0	
	(農村生活環境 施設：集落排水 施設)	3箇所	2.3	
小計			613.7	

林野関係	林地の荒廃	400箇所	311.8	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
	治山施設	36箇所	26.6	熊本県、大分県
	林道施設等	1,632箇所	10.0	佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県
	木材加工・流通施設及び特用林産物施設等	21箇所	7.3	福岡県、熊本県、大分県
小計			355.7	
水産関係	養殖施設	99件	2.4	熊本県
	水産物	14件	1.2	熊本県、大分県
	漁場	1件	1.1	熊本県
	漁港施設等	19漁港	19.5	長崎県、熊本県、大分県
	共同利用施設	15件	8.0	長崎県、熊本県
小計			32.2	
合計			1,341.9	

注：被害については、現時点で県から報告があったもの（推計を含む。）を記載しており、引き続き調査中。

2 農業

(1) 園芸作物等

一部の施設で被害があり、作物についても一部落果等の被害が発生。引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ 18の選果場で、外壁、選果ライン等の一部破損が発生
(熊本県17件、長崎県1件)

② 農業用ハウス

- ・ ハウス本体・高設栽培ベンチ・配管の損傷、燃油タンクの傾き等の被害が散見される状況

③ 作物

- ・ メロン、トマトの一部落果被害が発生
- ・ いちご、レタス、すいか等の一部枯死被害が発生
- ・ カーネーション、コチヨウラン等の鉢物の一部落下被害が発生
- ・ 一番茶で一部適期を逃して収穫できなかった地域あり

(2) 畜産

当初は生乳の廃棄が発生したものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。施設等に被害が発生しており、引き続き調査を実施。

① 生乳

- ・ 発生直後は集乳できない地域が熊本県下で広がっていたものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている
- ・ 乳業工場の多くが操業を停止していたが、順次、操業を再開中

② 酪農・肉用牛農家

- ・ 畜舎等の施設、設備が全壊又は一部損壊したほか、死亡牛も発生

(3) 土地利用型作物

大きな被害は報告されていないが、一部の施設で被害があり、引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ カントリーエレベーター等で地盤沈下、配管や搬送設備の破損等の被害が発生

② 加工施設

- ・ 製粉工場等で配管の破損等の被害が発生

③ 作物

- ・ ほ場の地割れや液状化、法面の崩壊等の被害が発生
- ・ 水路やパイプラインの損壊等により、水が確保できないほ場が散見

(4) 土地改良施設

熊本県内において水田1,574箇所^の損壊について、引き続き調査を実施。水田の作付けに向けて査定前着工による復旧を実施。また、県管理の農地海岸の復旧工事については、直轄代行で実施。

① 国営造成ダム（実施中）

- ・ 点検対象4ダムのうち、3ダムについては異常なし
- ・ 大蘇ダムは、ダムの天端に微細なクラックを確認
※現在、大蘇ダムは貯水していないため、下流への危険度は低い。

② 国営造成ダム（完了地区）

- ・ 点検対象24箇所は異常なし

③ 熊本県内のため池

- ・ 点検対象122箇所のうち、108箇所は異常なし、13箇所はクラック等の変状あり、1箇所は道路が通行不能であり、調査が遅れている地区
- ・ 変状（クラック）の発生したため池については、安全上の観点から一定の水位まで低下させるとともに、ブルーシートによる保護等を実施
- ・ 農研機構の専門家（農業土木）9名が、大切畑ため池、下小森ため池第2、鬼ため池ほか4箇所のため池調査を実施

④ 農地・農業用施設

- ・ 約2,000haが断水していた菊池台地地区では、土地改良区等による迅速な応急工事を実施し、国営幹線水路からの取水はすでに可能となった他、県営以下の施設についてもほぼ通水可能
- ・ 国営造成施設の筑後川下流白石地区（佐賀県）でパイプラインからの漏水を確認したが、現在は漏水が止まっているため、目視による点検を行い、引き続き経過を観察中
- ・ 県管理の農地海岸については、12海岸で堤体の沈下、クラックを確認。熊本県から要請を受け、7海岸の復旧を国による直轄代行で実施
- ・ 益城町、大津町、玉名市の3市町で農業集落排水施設の被害を確認。大津町、玉名市については対応済みであり、益城町については管路が一部破損したが、4月30日に仮復旧済。査定前着工（応急本工事）に向けた作業中

3 林野関係

地震直後から県と協力して、ヘリ調査、技術職員による現地調査を実施。引き続き調査を実施。

(1) 林地の荒廃

① 林地被害

- ・ 山腹崩壊等の林地被害が、400箇所^で発生
(熊本県372箇所、福岡県1箇所、佐賀県1箇所、長崎県5箇所、大分県19箇所、宮崎県2箇所)

② 治山施設

- ・ 36箇所 の 治山施設 で、施設 の 一部 損壊 等 の 被害 が 発生 (熊本県 31箇所、大分県 5箇所)

(2) 林道施設等

- ・ 141路線 の 林道施設 で、路面 の 亀裂・沈下 等 の 被害 が 発生 (熊本県 112路線、佐賀県 1路線、大分県 10路線、宮崎県 18路線)

(3) 木材加工施設・流通施設、特用林産物施設等

- ・ 21箇所 の 木材加工施設 等 で、施設 の 一部 損壊 等 の 被害 が 発生 (熊本県 17箇所、福岡県 3箇所、大分県 1箇所)

4 水産関係

一部 の 施設 に 被害 が 発生 したが、水産物 の 水揚げ が 開始 され、熊本市 内 向け 以外 は おおむね 順調 に 流通。

- ・ 熊本県 の 17漁港、長崎県 の 1漁港、大分県 の 1漁港 において、防波堤 等に 被害
- ・ 共同利用施設 (荷さばき所 等) の 一部 破損
- ・ 飼育水槽 の 排水管 破損 による アユ 等 の 斃死
- ・ 民間事業者 の 錦鯉 等 養殖池 が 破損
- ・ アサリ 漁場 (白川河口部) へ の 堆積土砂 の 流入

5 卸売市場

一部 の 地方卸売市場 において 施設 に 被害 が 発生。

- ・ 熊本市 田崎市場 青果棟 及び 水産物棟 において 卸売場 等 の 一部 破損
- ・ 他 の 市場 においても、事務所 被害 等 が 発生

6 職員の現地派遣

農林水産省 職員 を 現地 に 派遣 し、食料供給・物流 の 円滑化 や 被害状況 の 把握 等 農林漁業 の 早期復旧 に向けた 取組 を 実施。

- ・ 九州農政局 (764人)・九州森林管理局 (182人) が 熊本県 に 所在 しており、職員 が 総力を 挙げて 震災対応 を 実施 (4月 22日 から 5月 17日 まで、国出先機関 支援チーム に 九州農政局 から 延べ 650人、九州森林管理局 から 延べ 104人 派遣)
- ・ 物資調達・配送 支援 担当 の 責任者 として、食料産業局長 を 九州農政局 に 派遣 し、現場 ニーズ の 把握 や 確実な 提供 の 実現 に向けた 取組 を 実施。熊本県 庁 出向 経験者 等 を 派遣 し、食料産業局長 を サポート
- ・ 現地 の 司令塔 として 農林水産技術会議事務局 研究総務官 を 九州農政局 に 派遣 し、生産現場 の 営農再開 を 支援
- ・ 生産局 畜産部 室長 他 1名 を 九州農政局 に 派遣 し、被害調査・復旧 支援 を 実施

- ・農業土木技術職員19名（農村振興局、地方農政局等）を九州農政局及び熊本県内市町村に派遣し、早期復旧支援を実施
- ・農村振興局地質技術職員を熊本県に派遣し現地調査に協力
- ・水産庁担当官2～3名を熊本県等に派遣し、被害状況の把握、漁業関係者等からの現地情報の収集等を実施
- ・森林土木技術職員2名（林野庁2名）を熊本県に派遣し、災害復旧に向けた現地調査等を実施
- ・九州森林管理局職員2名を熊本県へ派遣し、現地調査に協力
- ・政策統括官穀物課長、生産局野菜担当調整官を熊本県に派遣し、被害状況を把握
- ・本省と九州農政局の担当が熊本県内の45の全ての地域農業再生協議会を訪問し、現状・課題等の把握や現地の取組をサポート
- ・市町村が行う罹災証明書発行に向けた家屋被害認定調査に協力するため、全国の地方農政局等から延べ16名の職員を交代で派遣

7. 食料供給

4月17日(日)から19日(火)までの3日間はパン、カップ麺などカロリーを重視した支援を、4月20日(水)から22日(金)までの3日間は缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。

また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。

4月23日(土)から25日(月)の3日間は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。

・4月17日(日)～25日(月) (計204万食等)

パン 54万食、おにぎり 23万食、パックご飯 19万食
 カップ麺 52万食、レトルト食品 14万食、ベビーフード 1万食
 介護食品 1万食、缶詰 20万食、栄養補助食品 12万食
 ビスケット 9万食
 ほか米 116t、水 24万本、清涼飲料水 2万本
 粉ミルク(アレルギー対応含む) 2t等

4月26日(火)以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるように、必要な食品を一定量まとめて提供。

・4月26日(火)～5月6日(金) (計59万食等)

パン 3万食、パックご飯 11万食、カップ麺 8万食
 レトルト食品 19万食、缶詰 16万食、栄養補助食品 2万食

ほか米 10t、清涼飲料水 19万本、LL牛乳 5万本
バナナ 16万本等

※ 5月9日(月)以降は、現地での対応が困難なものについて、具体的な要望に応じて個別に提供。

8 対応状況

- 被災者の皆様が円滑に農林漁業経営を再開できるよう様々な措置により支援。
- ・農林水産大臣を本部長とする「農林水産省緊急自然災害対策本部」を開催(計6回)
 - ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、農地やため池の被害、カントリーエレベーターや畜舎の損壊、林地の荒廃など、現場の状況を調査(5月2日)
 - ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、卸売市場や水産加工施設、園芸作物の集荷場などの状況を調査(5月6日)
 - ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、山地の崩壊や農地の陥没・地割れなどの状況を調査(5月15日)
 - ・平成28年熊本地震による災害を激甚災害に指定
 - ・特定非常災害特別措置法に基づき、行政上の権利利益の満了日の延長を措置(農業経営改善計画の認定の有効期間の延長等、全12件)
 - ・平成28年熊本地震の農林水産業に関する相談窓口を九州農政局管内に設置
 - ・農作物及び漁業等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金(農業共済・漁業共済)の早期支払等について、九州各県の農業・漁業共済団体等に対し通知を发出
 - ・農業共済の共済掛金の払込期限の延長(6月30日まで)等について、熊本県の農業共済団体に対し通知を发出
 - ・共済金(JA共済・JF共済)の迅速な支払いや、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講じるよう、全共連・共水連等に対し通知を发出
 - ・既貸付金の償還猶予等を適切に講じるよう、日本政策金融公庫等に対し通知を发出
 - ・被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、新規融資に係る償還期限・据置期間の長期設定を適切に講じるよう日本政策金融公庫等に対し通知を发出
 - ・アグリビジネス投資育成会社等による投資機能の活用や、被災農業法人への支援における出資条件等について柔軟な対応を要請する通知を发出
 - ・災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう、農協・漁協等に対し通知を发出

- ・農協・漁協を認め、含む金融機関等に、本人確認の柔軟な取
扱環境（6月末日→8月末日）等をおける本人確認の特例の延長
（6月末日→8月末日）等をおける本人確認の特例の延長
に対し、九州農政局長
- ・平成28年産の積立申請書、ナラシ関係の延長（5月2日→6月30日）をす
るため告示改正
- ・多面的機能支払交付金について、事業実績及び実施状況報
告書の提出期限を延長（6月末日→7月末日）する等の措
置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し
通知を發出
- ・中山間地域等直接支払交付金について、事業実績の提出期
限を延長（5月末日→7月末日）する等の措置を講じるよ
う、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を發出
- ・災害救助法が適用された熊本県内の倉庫において破袋した
米穀について、詰替えた場合であっても、農産物検査証明
書を有効とするための手続き等を定め、九州農政局生産部
長等に対し通知を發出
- ・水稲から大豆への作付転換に係る大豆種子について、不足
する場合は食用からの転用種子の確保を講じるよう、熊本
県内をはじめとする関係機関・団体に対し通知を發出
- ・水田営農の再開に向けて、①営農対策会議の開催、②被害
状況の把握、③作付転換の意向確認等を行うため、九州農
政局、熊本県、JA熊本中央会による水田営農再開連絡会
議を設置
- ・応急措置・復旧に係る農業振興地域制度・農地転用許可制
度の取扱について通知を發出
- ・「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用につい
て」の通知を發出
- ・地震災害の査定前着工の事例等をまとめたパンフレット
「査定前着工制度の活用について」を県、関係市町村等に
配布
- ・農地・農業水利施設等への被害に係る農業者への技術指導
について、品目毎に参考となる事項をまとめ、九州農政局
生産部長等に対し通知を發出

等

平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策について

平成28年5月18日
農 林 水 産 省

平成28年熊本地震による被害を対象として、平成28年5月9日に決定した支援対策に加え、以下のような追加の対策を措置する。

※下線は今回追加したもの

1 災害復旧事業の促進

農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を行いつつ、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。

なお、農地海岸の復旧工事については、熊本県からの要請を受け、7地区において直轄代行を実施。

2 共済金等の早期支払い

農業共済、漁業共済・漁船保険について、被害の早期査定と共済金及び保険金の早期支払いを関係団体に要請済み。

3 災害関連資金の特例措置

(1) 被災農林漁業者の運転資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。

- ① 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を「600万円又は年間経営費の12分の3」から「1200万円又は年間経営費の12分の12」に引上げ
- ② 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化
- ③ 農林漁業セーフティネット資金、近代化資金等の災害関連資金を実質無担保・無保証人での貸付け

(2) 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。

- ① スーパーL資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化
- ② スーパーL資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金を実質無担保・無保証人での貸付け
- ③ 農林漁業施設資金の貸付限度額を「負担額の80%又は1施設300万円（特認600万円）」から「負担額の100%又は1施設1200万円」に引上げ

- ④ 農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

(3) このほか、被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるよう、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、償還期限・据置期間を極力長く設定するよう、関係金融機関に要請
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるよう、関係金融機関に要請
- ③ 融資のほか、アグリビジネス投資育成株式会社等による出資機能を活用し、被災農業法人への支援を実施。出資条件等については極力柔軟に対応するよう要請

4 畜舎・農業用ハウス、共同利用施設等の再建・修繕への支援

(1) 被災農業者向け経営体育成支援事業を発動し、畜舎・農業用ハウス、農業用機械・加工用機械等の再建・修繕に要する経費及び再建の前提となる倒壊した畜舎等の撤去に要する経費を助成。(別紙参照)

今回の地震により地域の基幹産業である農業が甚大な被害を受けているとともに、農業者の生活基盤も甚大な被害を受けていることに鑑み、産地の営農再開及び食料の安定供給に万全を期すため、以下のとおり、地方公共団体の復旧支援を後押しするための、今回の地震に限った特例的な措置を講ずる。

- ・ 再建・修繕に係る補助率を3/10から1/2に引上げ(ただし、園芸施設共済の対象となる施設については、共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて1/2、共済未加入の場合は4/10とする)。
- ・ 撤去については、地方公共団体が費用負担することを前提に定額助成。
- ・ 再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。
- ・ 撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得るが、農業者が速やかに撤去し経営を再建しようとする場合には、本事業の利用が可能。

(2) 被災した共同利用施設(集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、乳業工場、家畜市場等)や卸売市場等の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。(別紙参照)

5 営農再開に向けた支援

(1) 米が作付けできずに、大豆等に作付転換した場合には、水田活用の直接支払交付金等の対象になることや、食用大豆からの転用により種子大豆を確保することを周知。

(2) 被災により大豆など他の作物への転換や野菜等の再播種・再定植を余儀なくされた産地の農業者に対し、種子・種苗の購入、農作業委託等に要する経費を

助成。(別紙参照)

(3) 被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスの設置に必要な資材導入や農業機械のリース導入に要する経費を助成。(別紙参照)

(4) 被災した集出荷施設等における簡易な補修、手作業による選果、他の集出荷施設等への農産物の輸送に要する経費を助成。(別紙参照)

(5) 被害果樹・茶の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成。

(6) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、以下のとおり対応。

① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)、養豚経営安定対策事業(豚マルキン)における生産者積立金の納付免除等

② 肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限の3か月間延長等

③ 鶏卵生産者経営安定対策事業における生産者負担金の減額等

(7) 被災した畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。

① 簡易畜舎の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、乳房炎治療等に要する経費を助成

② 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援

③ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援

(8) 被災した畜産農家等の地域ぐるみでの経営再開、体質強化を進める取組(施設の整備、機械の導入等)に要する経費を助成。

6 被災農業法人等の雇用の維持のための支援

(1) 被災農業者等の施設等の復旧までの間、他の農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に必要な経費を助成。

(2) 被災農業法人等が、施設等の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成。

7 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

(1) 余震や今後の豪雨等により、ため池等の農業水利施設等が損壊し人命・農地等に被害発生が想定される被災地域において、今後の災害を未然に防止するために必要な緊急的な点検・調査等の対策を支援。

(2) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の集落による補修を支援。

(3) 被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備を支援。

(4) 被災地における農家や土地改良区の負担軽減を図るため、土地改良事業の農家負担金に対して利子助成を行うとともに、被災した土地改良区の復旧等に対して支援。

(5) 震災の影響を受けた地域において、農地等の復旧と一体的に大区画化など、耕作条件の改善を行うとともに、高収益作物への転換等を図る取組に対して支援。

8. 林野関係被害に対する支援

(1) 航空レーザ計測により、従来の目視等では時間を要した山地の亀裂、小崩壊を緊急的に調査し、降雨等による崩壊の危険性の情報を市町村等へ提供。

(2) 地震で被災した山地の緊急的な復旧整備を実施するとともに、被災した森林の被害木の伐倒など復旧整備を実施。

(3) 被災した製材、プレカット工場など木材加工流通施設等の再建・修繕や再建の前提となる損壊した施設の撤去に要する経費を助成。(別紙参照)

9 水産関係被害に対する支援

(1) 被災した水産物の荷さばき施設等の共同利用施設の再建・修繕や再建の前提となる損壊した施設の撤去に要する経費を助成。(別紙参照)

(2) 白川上流域の土砂崩れのため干潟(白川河口部)に堆積した浮泥を排除しアサリの生育環境を回復するため、漁業者等が緊急的に行うアサリ漁場からの浮泥排除等の漁場の保全活動を支援。

(3) (2)に加えて、アサリ漁場の回復をさらに進めるため、漁場からの浮泥排除を促進する濔筋の整備等を支援。

※ 4の(1)及び(2)、7の(2)、9の(1)等については、関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、これらの対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応する。

(別紙)

**畜舎・農業用ハウス、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工、
撤去等における留意事項**

被災農業者向け経営体育成支援事業、強い農業づくり交付金等による倒壊した畜舎・農業用ハウス、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工、再建の前提となる損壊した施設の撤去等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設等の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。（被災農業者向け経営体育成支援事業については、従来からのメニューであるハウスの再建・修繕の扱いと同様です。）

(1) 次のことがわかる書きものや写真等

- ① 施設の被害の状況
- ② 再建・修繕、撤去等の作業を行った者、日付け、費用の額

(2) 再建・修繕、撤去作業等を外注した場合の発注書、納品書、請求書などの書類

(3) 種苗購入や資材購入、他の集出荷施設等に農産物の輸送等を行った場合の発注書、納品書、請求書などの書類

<関係事業>

- 被災農業者向け経営体育成支援事業
- 強い農業づくり交付金
- 農山漁村振興交付金
- 産地活性化総合対策事業
- 木材加工流通施設等復旧対策
- 強い水産業づくり交付金

熊本県を震源とする地震の被害・対応状況について（第40報）

（5月18日（水）11：00時点）

平成28年5月18日
経 済 産 業 省

経済産業省関連の被害状況は、現時点で把握している限りでは以下のとおりとなります。

【電気】

●九州電力管内：

- ・4月20日（水）19時10分、がけ崩れや道路の損壊等により復旧が困難な箇所を除いて、高圧配電線への送電完了。4月28日（木）21時36分、系統からの電力供給に切り替え完了。

【ガス】

●西部ガス管内

- ・供給停止：4月30日（土）13時40分、家屋倒壊その他の事情により供給再開ができない需要家を除いて、熊本市周辺の供給区域における復旧作業を完了。
- －供給停止戸数：0戸（4月30日（土）13時40分時点）

※熊本県内で供給している、西部ガスを除く4事業者（九州ガス、山鹿都市ガス、天草ガス、大牟田ガス）については、供給支障は発生していない。

●簡易ガス（九州全域）

- ・4月28日に、熊本県内の全ての簡易ガス供給団地（計101団地）で供給停止が解消。
- ・他県は被害情報無し。

●LPガス（九州全域）

- ・LPガス販売事業者：熊本県内（434社）のうち4販売所（事務所等）が損壊したが、現在営業中。
- ・漏洩火災等の被害情報なし。熊本県内の充填所は全て営業中。

【石油】

- ・燃料の応援要請への対応については、4月16日に発動した石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」を5月15日に終了。今後も需給状況を注視し、必要に応じて迅速に対応。
- ・熊本県内全SS（計797）：9割超（736ヶ所）の稼働を確認。

【小売】

○熊本県内の休業店舗の状況

(1) 大手コンビニ (休業中3店舗/全596店舗)

- ・ 立入禁止区域内店舗：1
- ・ 建物の安全性に問題がある店舗：1
- ・ 休業中の工場内にある店舗：1

(2) 大手スーパーマーケット (休業中6店舗/全57店舗)

- ・ 建物の安全性に問題がある店舗：6

【物資の調達状況】

※5/18 (水) 11:00 時点

5月14日以降は、これまでの国が発注主体となる「プッシュ型」支援に代わり、自治体の要請手続きに基づき物資を供給する「プル型」方式へと移行。

合	計	199 件	1,894,000 点程度
	到着済	186 件	1,839,000 点程度
	進行中	13 件	55,000 点程度

4/16(土)~5/17(火)

●到着済となった主要な物資

	日	要請元	物資	数量	状況
1	4/21~ 5/3	政府	段ボール製 簡易ベッド	3,000	5/13 までに全量到着済。
2	4/20~ 4/24	政府	パーテーション	3,000	4/30 までに全量到着済。
3	4/22	政府	タブレット型端末	1,000	4/24 に全量到着済。
4	4/19~ 4/27	政府	歯ブラシ・歯磨き粉 等	12,356	4/30 までに全量到着済。
5	4/19~ 5/2	政府	シャンプー等	9,940	5/7 までに全量到着済。
6	4/19	政府	基礎化粧品 (化粧水等)	95,078	4/27 に全量到着済。
7	4/19~ 4/23	政府	下着	231,331	5/8 までに全量到着済。

8	4/23～ 5/3	政府	ビニール袋	120,220	5/12 までに全量到着済。
9	4/19～ 4/26	政府	ガスコンロ等	1,504	4/26 までに全量到着済。
10	4/19～ 4/26	政府	ガスボンベ等	4,016	4/26 までに全量到着済。
11	4/20	政府	仮設トイレ	460	5/13 までに全量到着済。
12	4/18, 26	政府	簡易トイレ・付属品	16,250	4/22 までに 13,539 到着済。 残りは消防庁が提供済。
13	4/16	熊本 政府	便袋	190,000	4/18 までに全量到着済。
14	4/25～ 4/27	政府	水タンク	640	4/29 までに全量到着済。
15	4/16～ 4/27	熊本 政府	トイレット ペーパー	69,440	5/4 までに全量到着済。
16	4/20～ 5/2	政府	ペーパータオル	68,630	5/6 までに全量到着済。
17	4/27	政府	仮設トイレ用 消毒液	3,000	4/30 に全量到着済。
18	4/23～ 5/2	政府	仮設トイレ用 消臭液	720	5/8 に全量到着済。
19	4/20～ 5/6	政府	消臭剤等	1,995	5/11 までに全量到着済。
20	4/21～ 4/27	政府	便座 (和洋アダプタ)	500	4/26 までに全量到着済。
21	4/16～ 4/20	熊本 政府	ビニールシート	5,800	4/21 までに全量到着済。
22	4/22～ 4/25	政府	ブルーシート	29,000	5/1 までに全量到着済。 (自治体及び韓国協力分含む)
23	4/23～ 4/27	政府	土嚢袋	165,000	5/2 までに全量到着済。

※製氷機については、現地ベースで10台調達済。

- ・5月13日(金)電気・水道工事を実施。5月14日(土)から稼働中。
- ・費用負担については、工事費等は国が負担、レンタル費用は県が負担。

●進行中の案件

	日	要請元	物資	数量	状況
1	4/21	政府	たたみ	調整中	内閣府と調整中。 別途、業界団体が1,700を提供済。
2	5/7	政府	殺虫剤	3,020	17日発送予定。
3	5/7	政府	防虫剤	1,000	17日発送予定。

4	5/11	政府	土嚢袋	50,000	16日発送済、17日到着予定。
5	5/11	政府	パーテーション(布)	1,150 区画	224区画設置済み、残りは現地と調整中。
6	5/11	政府	蚊帳	150	確保済。設置時期は現地と調整中。
7	5/11	政府	スポットクーラー	56	確保済。
8	5/11	政府	洗濯機	112	20日設置予定。
9	5/11	政府	冷蔵庫	51	19日設置予定。
10	5/11	政府	乾燥機	121	20日設置予定。
11	5/11	政府	テレビ	21	確保済。設置時期は現地と調整中。
12	5/11	政府	大型扇風機	152	19日到着予定。
13	5/11	政府	空気清浄機	118	18日到着予定。

【サプライチェーン（自動車）】

<トヨタ自動車>

- トヨタ自動車九州（福岡県宮若市等／完成車及び部品工場）は 4/18（月）から段階的に国内の完成車組立てラインの過半の稼働を停止していたが、4/25（月）以降段階的に国内の完成車組立てラインを稼働。5/6（金）以降、全ての完成車組立てラインの稼働を再開。
- 今後も部品の供給状況等を継続的に確認しながら稼働を判断。

<ダイハツ工業>

- ダイハツ九州中津工場（完成車）及び久留米工場（エンジン）は、4/18（月）から 4/22（金）まで稼働停止を決定(4/17)したが、5/9（月）以降、通常稼働。
- 今後も部品の供給状況等を見ながら判断。

<本田技研工業>

- 本田技研工業熊本製作所（熊本県大津町（おおづまち）／二輪車完成車工場）は、4/14（木）夜から 4/28（木）まで稼働を停止していたが、5/6（金）より一部稼働を再開。今後、状況に応じ段階的に生産を再開し、8月中旬の完全復旧を見込む。

<アイシン九州>

- 自動車のドア部品やエンジン部品を製造するアイシン九州（熊本市）は、地震により 4/15（金）より稼働を停止。
- 工場内から生産設備、金型等を搬出し、愛知県内にある親会社のアイシン精機やグループ会社の工場、九州地区の協力会社において、4/23（土）から段階的に代替生産を開始。

<ルネサス セミコンダクタ マニファクチュアリング>

- 車載用半導体を製造する川尻工場（熊本市南区）が 4/15（金）から稼働停止。4/22（金）から一部工程において生産再開。5/22（日）に震災前の生産能力に復帰させる予定。

<三菱電機パワーデバイス製作所>

- 自動車用パワー半導体等を製造する熊本工場（合志市（こうしし））が4/14（木）夜から稼働停止。5/9（月）から一部生産を再開。5/31（火）に震災前の生産能力に復帰させる予定。

【中小企業等】

<体制整備>

- 中小企業・小規模事業者の状況を直接把握し、その対応策を政府一丸となって進めるため、林経済産業大臣を本部長、鈴木経済産業副大臣を副本部長とする「総合中小企業対策本部」を設置（4月18日）
 - ・中小企業庁次長以下、現地に職員を派遣・常駐化（4月18日～）
 - ・林大臣、鈴木副大臣ご出席の下、「熊本地方地震災害総合中小企業対策本部協議会」を開催。中小企業支援機関と意見交換し、更なる協力を要請（4月25日）
 - ・鈴木副大臣が大分県（別府市・由布市）を訪問。被害状況を確認するとともに、大分県知事、別府市長、由布市長、観光関係者、中小企業等と意見交換（5月1日）
 - ・林大臣が熊本県を訪問。熊本県知事や現地中小企業支援機関と意見交換を行うとともに、商店街や中小企業の被害状況を確認（5月7日）
 - ・中小企業庁長官が熊本県を訪問。県会議員や現地中小企業支援機関と意見交換を行うとともに、商店街や中小企業の被害状況を確認（5月12日）

<相談対応>

- 被災中小企業向けの「特別相談窓口」を設置（4月15日～）
 - ・熊本県：23ヶ所（公的金融機関、支援機関及びこれらの全国機関、中小機構、下請かけこみ寺、よろず支援拠点、九州経済産業局等）
相談件数：4,466件（5月17日時点）
 - ・大分県：21ヶ所（公的金融機関、支援機関及びこれらの全国機関、中小機構、下請かけこみ寺、九州経済産業局等）
相談件数：395件（5月17日時点）
- 九州地域の商店街に専門家を順次派遣し、被災商店街・周辺商店街に対するよろず相談に対応（4月25日）
- 熊本県が開始した「ワンストップ特別相談会」への中小機構の専門家等を派遣や、熊本県や県内支援機関等と連携した専門家による巡回・訪問相談を実施（5月7日）
- 相談窓口への電話一本で（事前手続なしで）の専門家派遣を実施（5月7日）

<金融支援>

- セーフティネット保証4号（熊本県：4月15日、大分県：4月26日、鹿児島県：5月6日、長崎県：5月13日、宮崎県：5月17日）
－2億8000万円（うち8000万円は無担保）を別枠で100%保証（二階建て保証）
- 激甚災害法に基づく災害関係保証（熊本県（直接被害のみ）：4月25日）
－2億8000万円（うち8000万円は無担保）を上乗せ（実質三階建て保証）
- 日本政策金融公庫、商工中金による災害復旧貸付（熊本県：4月15日）
－別枠で1億5000万円、10年以内（据置2年以内）、利下げ（当初3年間▲0.9%）
- 政府系金融機関による既往債務の返済条件緩和、返済猶予への柔軟な対応、提出書類の簡素化等、負担軽減措置を実施（4月15日・25日）
- 小規模企業共済災害時貸付の適用（4月15日（20日に更に深掘り））
－限度額1000万円→2000万円、期間3年又は5年、金利0.9%→0%
- 特許庁は、地震の影響に伴う特許出願等に係る救済手続等をHPで周知するとともに、専用の「手続電話相談窓口」を開設（4月27日18時時点で相談件数18件）。（独）INPITの熊本県知財総合支援窓口（※）のサービス業務を再開（4月26日）。

<関係機関への要請等>

- 関係団体に対する下請中小企業への配慮要請
 - ・公正取引委員会が作成した「下請法上の留意点（Q&A）」を370団体に周知（4月15日）
 - ・親事業者による下請事業者に対する一方的な負担の押しつけの防止、復旧後の調達再開への配慮等につき、864団体に要請（4月25日）
 - ・下請中小企業に対する今後の発注の方針や計画についての情報提供を、親事業者に対して要請（5月13日）
- 官公需における受注機会の増大を図るため、被災地域の中小企業に対する適正な納期・工期の設定や迅速な支払等を各府省や都道府県に要請（4月27日）
- 小規模事業者経営改善資金（マル経）融資の運用の柔軟化について、実施団体（全国商工会連合会商工会、日本商工会議所）に要請（4月28日）

<その他（手続緩和等）>

- 小規模事業者持続化補助金等、公募中の補助金の公募期間を延長（4月22日、27日、5月10日、5月17日）
- 中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書の提出期限を延長（4月21日）
- 中小企業団体の総（代）会の開催義務の柔軟化（4月22日）

○共済事業に関する手続緩和（契約証書の紛失時の便宜、共済金の支払いの迅速化、共済掛金の猶予期間の延長）（4月22日）

○ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」について、優れた製品・技術を持つ熊本県及び大分県の中小企業についての応援サイトを開設。（5月11日）

○輸出入に係る許可書等を紛失した者や、当該許可書等の有効期限延長手続きを行えない者に対し、交付手続きの弾力的運用（許可書の再発行等）を行う。（4月20日午後^に当省貿易管理HPで通知）

※現時点では、許可書等の紛失についての連絡・相談は寄せられていない。

<広報・情報提供>

○被災中小企業者向けの支援策をまとめたガイドブックを現地で配布（4月19日～）。20日に第二版、25日に第三版、5月7日に第四版を発行

○中小企業庁HP、twitter及び中小企業支援サイト「ミラサポ」による情報提供（4月15日～）

【その他】

○ボランティア派遣協力依頼文書の発出：被災地域のボランティア不足を受け、九州経済連合会会長及び九州各県商工会議所連合会会長（熊本・大分県を除く）宛てに九州経済産業局長名で発出（5月10日）

○経済産業省（本省、九州経済産業局）から熊本県へ20名を派遣（5月18日9:00）

平成28年熊本地震についての国土交通省の対応状況

国土交通省の主な対応

(1) 住環境

■ 応急的な住まいの確保等

- ・ 応急仮設住宅：13市町村で1,728戸の建設に着手（5/18までの累計）
※西原村(にしはらむら)302戸、甲佐町(こうさまち)90戸、益城町(ましきまち)677戸、嘉島町(かしまち)161戸、宇土市(うとし)66戸、宇城市(うきし)60戸、御船町(みふねまち)65戸、南阿蘇村99戸、大津町(おおづまち)33戸、山都町(やまとちょう)6戸、熊本市96戸、阿蘇市45戸、氷川町(ひかわちょう)28戸
- ・ 民間賃貸住宅の空室提供：県内で2,591戸を提供済み（5/17集計）
- ・ 公営住宅等の空室提供：全国で1,034戸(九州内で920戸)入居決定済み（5/17集計）

■ 二次的避難所の確保

- ・ 旅館・ホテルへの被災者受入れ：5月18日現在、1,768名を受入決定済
- ・ 八代港での民間フェリー「はくおう」：5月17日までに2,092名が利用

■ 建築物、宅地の危険度判定

- ・ 被災建築物：18市町村で54,028件実施（5/16現在）。
※5/5までに面的な判定は完了(県外からの応援も完了)。以後は住民等からの要望に応じた個別の判定を実施
- ・ 被災宅地：6市町村で15,656件実施（5/15現在）

(2) 大規模被災インフラの復旧

■ 阿蘇大橋地区（斜面对策、国道57号・325号、JR豊肥(ほうひ)線）

- ・ 阿蘇大橋地区崩壊斜面箇所の斜面安定化と国道57号・325号、JR豊肥線の一体的な整備に向け、国の技術力の総力を結集して早期復旧・供用を目

- 指す。(斜面安定化対策は直轄砂防、国道 325 号阿蘇大橋の復旧は直轄代行で実施。)
- ・ 斜面对策については、伸縮計により亀裂を監視しながら、無人機械により工事用道路を造成中。さらに監視機器を増設中。
 - ・ 国道 325 号阿蘇大橋に関する技術検討会(5/12)の意見を踏まえ、地質調査を実施中。

■大規模災害復興法に基づく国による代行の実施

- ・ 俵山(たわらやま)トンネルを含む県道熊本高森線(約 10km)と、阿蘇長陽(ちようよう)大橋を含む村道栃の木～立野線(約 3km)の復旧について、大規模災害復興法に基づき、5 月 13 日、熊本県知事及び南阿蘇村長より要請があり、直轄代行で実施することを決定。

(3) 交通

■道路関係

- ・ 熊本・大分・宮崎各県内の国道・県道・市町村道 280 箇所程度で通行止め

■鉄道関係(運転休止)

- ・ JR九州 豊肥線(肥後大津(ひごおおつ)駅～豊後荻(ぶんごおぎ) 駅間)
 - ※被災箇所(阿蘇大橋地区を除く)の調査を終え、現在、復旧方法等を検討中
 - ※バスによる代行輸送
 - ・ 宮地(みやじ)駅～豊後荻駅間:当分の間実施
 - ・ 肥後大津駅～宮地駅間:当分の間(平日朝夕のみ)実施
- ・ 南阿蘇鉄道 全線
 - ※4 月末に現地調査を実施し、被害箇所を特定。復旧方法等は今後調査予定
 - ※緊急通学バスの運行を南阿蘇村と高森町(たかもりまち)が合同で、1 学期間を目途に実施

■空港関係

- ・ 熊本空港: 現在、旅客便は通常の約 9 割運航中。
 - ※ターミナルの応急復旧を進め、5 月 20 日から 4 つの搭乗ゲートの待合室が使用可能となり、被災前の運航便数に対応可能となる予定
 - ※ターミナルの本格復旧: 詳細調査後、熊本県、民間ビル会社等の意向を踏まえ、検討

(4) 観光

■熊本城の復旧

- ・熊本城の復旧に向けた「熊本城公園復旧推進調整会議(熊本市、熊本県、文化庁、国土交通省)」を開催(5/12)し、石垣の被害拡大を防ぐための応急的な雨水対策の実施に向けた調整等を実施
- ・文化庁と連携し、天守閣等の公園施設の復旧を災害復旧事業により支援予定(文化庁は宇土櫓(うとやぐら)、石垣等の文化財等の復旧を支援予定)。

■総合的な支援の実施

- ・宿泊業者等に対する事業継続のための繋ぎ融資や施設の当面の復旧のための融資などの資金面の支援、従業員の雇用を守るための支援措置
- ・風評被害を防ぐべく、日本政府観光局(JNTO)のホームページ等による内外の観光客への正確な情報発信
- ・各国による九州地方への渡航制限や自粛要請について情報収集を行うとともに、各国に対し必要な働きかけを実施
- ・各国のメディアや旅行会社を招請し、九州の魅力を知ってもらう等、九州をターゲットとした集中的プロモーション
- ・国内外から九州を目的地とする旅行需要の喚起策への支援
- ・外国人旅行者の受入環境整備等により、内外の観光客にとって、より魅力的で快適なものにグレードアップする取組み

市町村支援等

○TEC-FORCE のべ8,205名(5月18日現在10名)

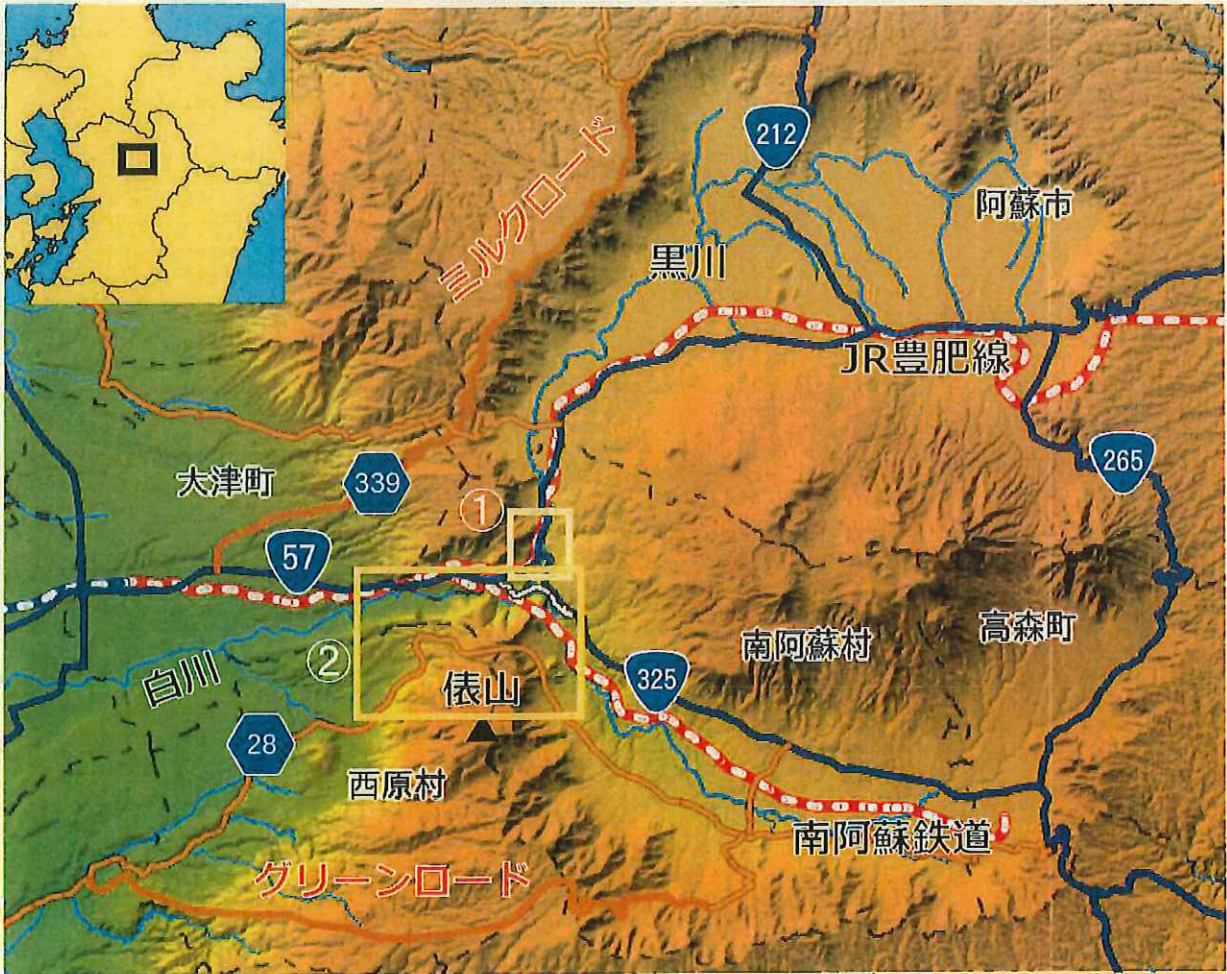
○リエゾン のべ1,657名(5月18日現在40名)

熊本県庁2、熊本市2、益城町3、御船町2、嘉島町2、西原村2、南阿蘇村3、菊池市2、宇土市2、大津町2、阿蘇市2、菊陽町2、甲佐町2、大分県庁2、熊本現対本部7、八代港3

○照明車、対策本部車、衛星通信車等 41台

○海洋環境整備船及び海上保安庁巡視船等 148隻・日 ※熊本、八代等5港

大規模被災インフラの復旧



撮影日:平成28年5月17日 撮影日:平成28年5月15日

- 国道325号阿蘇大橋に関する技術検討会(5/12)の意見を踏まえ、地質調査を実施中。
- 斜面对策は、伸縮計により亀裂を監視しながら、無人機械により工事用道路を造成中。さらに監視機器を増設中

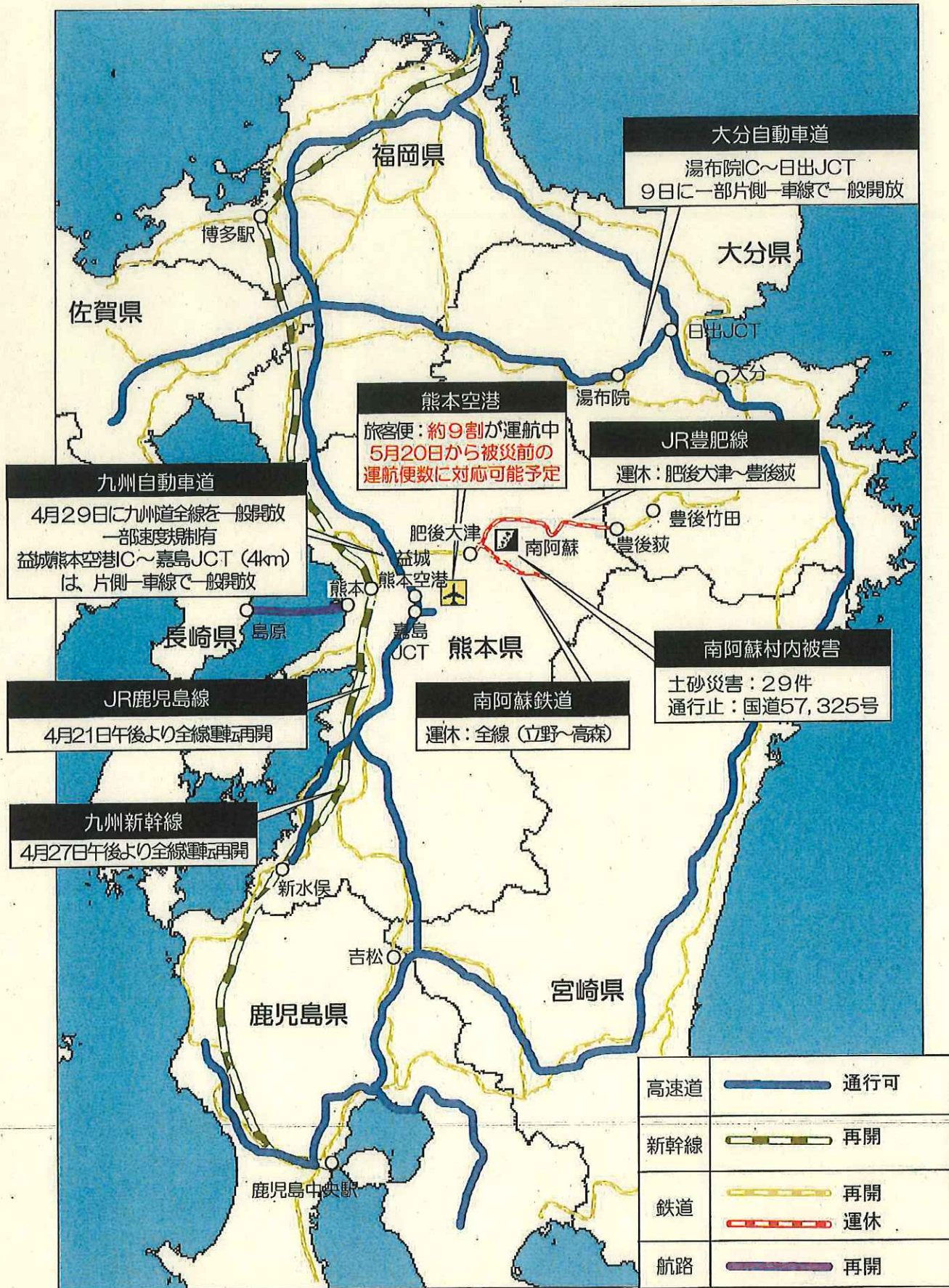


○俵山トンネルや阿蘇長陽大橋等の復旧について、直轄代行で実施

熊本地方を震源とする地震について

国土交通省関連

※5/18 16:00現在



被災者に対する避難所・住まい提供の流れ

平成28年5月18日

I. 避難所の確保

①一次避難所
・学校、公民館などの公的施設
【232ヶ所10,151人】

②二次避難所
(1) 宿泊施設
1,768名受入決定済
(5/16現在)
(2) 船舶 2,092名受入 (5/17現在)

被災建築物 応急危険度判定 の実施 (4/15～)

18市町村、54,028件実施
(5/16現在)

※被害が大きい地区や避難所から帰宅できない者が多い地区などを中心に、5/5までに面的な判定は完了(県外からの応援も完了)

※現在は、住民等からの要望に応じた個別の判定を実施

自宅の損傷が軽微な場合は、地域のライフラインの復旧後、帰宅

II. 応急的な住まいの確保

①公営住宅等の空室提供

熊本県内計： 988戸 (うち入居決定 442戸)
・熊本県： 191戸 (うち入居決定 62戸)
・熊本市： 250戸 (うち入居決定 250戸)
・その他市町村： 212戸 (うち入居決定 61戸)
・国家公務員宿舎等： 266戸 5/6～17受付 5/19結果通知
・雇用促進住宅： 69戸 (うち入居決定 69戸)
※上記以外に今後、約500戸の供給余力あり

九州全体計： 4,822戸 (うち入居決定 920戸)
・熊本県以外の九州各県： 3,279戸 (うち入居決定 403戸)
・U R： 367戸 (うち入居決定 33戸)
・国家公務員宿舎： 122戸 (うち入居決定 35戸)
・雇用促進住宅： 66戸 (うち入居決定 7戸)
全 国： 10,927戸 (うち入居決定 1,034戸)
・九州以外の都道府県： 6,105戸 (うち入居決定 114戸)

②民間賃貸住宅の空室提供※

・県から協力要請を受けた不動産業界団体が無料電話相談窓口を開設 (4/25)
・被災者の申込みを受け順次空室を提供： 2,591戸 (5/17集計分)
※応急仮設住宅の要件に該当する者については、借上げ型仮設住宅(いわゆる、みなし仮設)として提供される

③応急仮設住宅の建設

・13市町村で1,728戸の建設に着手 (5/18までの累計)
(西原村302戸、甲佐町90戸、益城町677戸、嘉島町161戸、宇土市66戸、宇城市60戸、御船町65戸、南阿蘇村99戸、大津町33戸、山都町6戸、熊本市96戸、阿蘇市45戸、氷川町28戸)
・2町(美里町、菊陽町) においても、建設地、配置計画等を協議中
・UR、地方公共団体職員による建設業務支援 (15名体制)

III. 恒久的な住まいの確保

・自力での再建・補修等を支援

- 被災者生活再建支援金制度
- 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度
・電話相談 (4/15～)
- 再建・補修等の相談体制の整備
・電話相談 (4/26～)
・専門家の派遣 (4/29～)

自力での再建等が困難な被災者への公営住宅の整備

平成28年熊本地震の環境省関連の対応について

平成28年5月18日

1. 廃棄物対策

支援体制	<p>○環境省九州地方環境事務所による「現地支援チーム」</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 熊本県現地支援チーム(熊本市内) … 県内被災地域支援の司令塔(20名規模)▶ 熊本市役所に職員を2名派遣
現在の課題と対応	<p>①し尿処理</p> <ul style="list-style-type: none">○収集・処理体制について、概ね整備済 <p>②生活ごみ・片付けがれき等の処理</p> <ul style="list-style-type: none">○収集・運搬体制<ul style="list-style-type: none">・ 県外の自治体、民間事業者から「ごみ収集車」を派遣し、4月21日から順次支援中(5月18日現在、熊本市に71台、益城町に9台の支援など)。・ 熊本市では、収集が滞っている集積所について町内会長に情報提供を求めるなど被災者のニーズを丁寧にくみとって個別の対応を実施中。○処理体制<ul style="list-style-type: none">・ 県外自治体の協力により、当該自治体の「ごみ処理施設」で4月21日から順次受入れ支援中(5月18日現在、熊本市のごみを9団体が受入れ支援など)。・ 熊本市では、被災により停止していた東部環境工場1号炉について、16日夜から立ち上げ作業を開始し、17日より廃棄物の処理を開始。 <p>③災害廃棄物の処理</p> <ul style="list-style-type: none">○家屋等解体に係る財政的支援<ul style="list-style-type: none">・ 損壊家屋等の解体費用について、全壊に加え、半壊についても災害等廃棄物処理事業費補助金の対象に追加。事務手続き等について関係自治体等に丁寧に周知するための説明会を5月10日に開催。○今後の処理方針<ul style="list-style-type: none">・ 今後本格化する災害廃棄物の処理推進に向け、発生総量(100～130万トン)の推計を示すとともに、県が事務委託を受けることの重要性や、広域処理について環境省が必要な調整を行う旨を県に提案。今後の処理方針について、方向性を示す「基本方針」を18日に策定。具体的内容である「処理実行計画」の策定については引き続き全面的に支援予定。○仮置場(一次・二次)の管理・設置<ul style="list-style-type: none">・ 一次仮置場については57ヶ所運用中(5月16日時点)、二次仮置場の設置準備中(場所選定から)。

2. アスベスト対策

現在の課題と対応

①アスベストの飛散防止

- 解体時のアスベスト飛散防止対策について、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」(平成19年8月)に沿った対応を行うよう、熊本県・熊本市、大分県・大分市に通知し、熊本県からも県内市町村や関連団体に通知(4月20日)。
- 熊本県及び熊本市が、応急危険度判定の結果を踏まえて、被災建築物のアスベストの使用状況を調査(4月28日～)。
- 熊本県及び熊本市が、国立環境研究所及び埼玉県等の支援を得て、被災地におけるアスベストのモニタリング調査を実施(5月11日～)。

②防じんマスクの提供

- (公社)日本保安用品協会を通じて、ボランティア、被災住民用に防じんマスク(計12,000枚)を熊本県に送付(4月22日)し、到着を確認(4月25日)。益城町役場及び同町災害ボランティアセンター等で配布(4月26日～)。さらに追加で12,000枚を熊本県及び益城町等に送付(5月11日～)。
- 厚生労働省(熊本労働局を通じて防じんマスク等を配布)とも連携。

3. 被災ペット対策

○ 職員の派遣

- ▶現地支援(熊本県・熊本市と協力して調査、意見交換)
- ▶環境本省の動物愛護担当者から延べ7名を派遣(4月19日～)
- ▶被災ペット対策に関して現地対策本部対応者を延べ3名派遣(4月28日～)

①避難所等における被災ペット対策

- 被災者の心のケアの観点から、適切なペット対応の確保
 - ・避難所でのペットの屋内飼育用にケージ120基を熊本市に提供(5月11日)。
 - ・益城町総合運動公園において、避難者のペット飼育専用施設を整備し、受け入れを開始(5月16日～)。

②仮設住宅でのペット対策

- 熊本県と協力して同県内の市町村を巡回するなどして、ペット同伴が可能な仮設住宅の整備を直接要請(5月18日時点で、熊本市・益城町・嘉島町・甲佐町・宇土市・西原村・宇城市・御船町・南阿蘇村・大津町)。

③被災ペットの一時預かり等

- 熊本市動物愛護センター等と連携した緊急的な一時預かり体制の整備
 - ・避難者の健康上の理由等により一時無償預かりするための体制を合同で整備し、同センターが受け入れを開始(5月9日～)。
- 益城町と連携した一時預かり体制の整備
 - ・益城町総合運動公園において指定管理者(YMCA)等とともに、避難者のペットの一時無償預かり体制を整備し、受け入れを開始(5月16日～)。

1. ボランティアの活動状況 ～社会福祉協議会が運営するボランティアセンターについて～

- 一般の個人ボランティアを受け入れて、被災者の支援活動を行うボランティアセンター。
- 被災地の各市町村社会福祉協議会（以下社協）が、行政や県社協、全社協などと連携して開設・運営。

【各ボランティアセンターの状況】

※5月17日の参加実績（厚生労働省資料をもとに内閣府にて作成）

	No.	市町村名	開設日	募集範囲	主な活動内容	参加実績 (単位:人)		No.	市町村名	開設日	募集範囲	主な活動内容	参加実績 (単位:人)	
						5/17	累計						5/17	累計
熊本県	1	菊池市	4/19	市内	家屋の片付け	7	730	9	合志市	4/22	市内	5/16以降:平日はニーズ調査、週末にニーズに合わせてボランティア活動を行う	1	713
	2	宇土市	4/19	熊本県内	避難所運営サポート、支援物資仕分けなど	29	2,437	10	菊陽町	4/22	熊本県内	避難所の運営サポート、支援物資の仕分け、被災家屋の片付けなど	1	1,641
	3	宇城市	4/19	全国	避難所運営サポート、支援物資の仕分け、在宅の要配慮者の生活復旧など	88	3,320	11	美里町	4/22	町内	5/16以降:平日はニーズ調査、週末にニーズに合わせてボランティア活動を行う	0	194
	4	南阿蘇村	4/20	熊本県内	避難所運営サポート、支援物資の運搬など	102	3,226	12	西原村	4/24	全国	被災家屋の片付け、子どもの遊び相手など	180	3,971
	5	山都町	4/21	町内		0	163	13	甲佐町	4/25	県内	被災家屋の片付け、瓦礫撤去など	11	637
	6	益城町	4/21	全国	避難所運営サポート、支援物資の運搬など	421	11,655	14	阿蘇市	4/26	九州内	5/3で災害ボランティアセンターを閉鎖	0	718
	7	熊本市	4/22	全国	ボランティア依頼のポスティング作業およびセンターの運営支援	673	19,889	15	嘉島町	4/26	熊本県内		23	1,077
	8	大津町	4/22	九州内	被災家屋の片付け、清掃活動など	58	1,827	16	御船町	4/29	全国	支援物資の仕分けと運搬など	100	1,655
大分県	1	由布市	4/20	—	4/26で災害ボランティアセンターを閉鎖		204	2	竹田町	準備中	—		—	—

当日参加者人数 1,694 人 / 累計参加者人数 54,057 人

2. 専門的なノウハウなどを有する NPO/NGO の活動について

○内閣府は、ボランティアによる円滑な被災者支援が行われるよう、行政、社会福祉協議会、JVOAD 準備会やボランティア団体の連携・協働を図っている。政府現地対策要員、熊本県関係課、県社協の連携による円滑な被災者支援のため、定期的に会議を行うことが決定した（毎週月曜日、木曜日 10 時 30 分～）。

- ・熊本県域で活動し、情報共有会議「熊本地震・支援団体火の国会議（以下、「火の国会議」）」に参加する NPO/NGO、民間企業、大学等（以下、NPO 等） 188 団体（活動のための現地調査中の団体含む）
- ・避難所の運営支援や環境改善を行う NPO 等が増えている。「火の国会議」において、一部の地域において避難所運営の担当 NPO 等が決定した。多くの NPO 等が現地調査を終え、具体的な支援活動を開始し、支援が多様化しつつある。

○主なボランティア団体の取組状況

- ・活動事例：国連 World Food Programme (WFP)（火の国会議参加団体）は、火の国会議の事務局を務める JVOAD 事務局に 2 名の専門家を派遣し、事務局機能の強化の他、火の国会議と熊本県で運営する上熊本の倉庫管理に対する支援を行っている。また、国連 WFP の可動式倉庫（10x24 メートル）を大津町と嘉島町に計 4 基設置し、救援物資の保管倉庫や災害ボランティアセンターとして活用されている。
- ・その他、主な団体の取組状況

上記 188 団体により、調査・アセスメント、医療・レスキュー、避難所（在宅避難所を含む）の生活環境の改善、物資配布・輸送、炊き出し・食事の提供、瓦礫撤去や家屋の清掃、子どもや子育て世代への支援、ボランティア派遣・ボランティアセンター支援、団体間コーディネート、障がい者や高齢者などの要援護者支援、資金助成、外国人などのマイノリティ支援の活動が行われている（JVOAD の分類による）。



国連 WFP による可動式の大型倉庫
出典：国連 World Food Programme

【これは速報であり、数値等は今後も変わることがある】

熊本県熊本地方を震源とする地震について

平成 28 年 5 月 18 日(14:00)現在
非 常 災 害 対 策 本 部

1. 地震の概要

(1) 発生日時 平成28年4月16日 1:25 (本震)

(2) 震源及び規模 (暫定値)

熊本県熊本地方 (北緯32度45.2分、東経130度45.7分)、深さ12km、マグニチュード7.3

(3) 震度 (気象庁 5月18日13:00)

【14日21:26以降に発生した震度6弱以上の地震】

14日	21:26	震度7	熊本県熊本
14日	22:07	震度6弱	熊本県熊本
15日	0:03	震度6強	熊本県熊本
16日	1:25	震度7	熊本県熊本
16日	1:45	震度6弱	熊本県熊本
16日	3:55	震度6強	熊本県阿蘇
16日	9:48	震度6弱	熊本県熊本

【震度4以上の地震の発生推移】

14日	21時～24時	12回
15日	0時～24時	12回
16日	0時～24時	45回
17日	0時～24時	11回
18日	0時～24時	5回
19日	0時～24時	4回
20日	0時～24時	1回
21日	0時～24時	2回
22日	0時～24時	1回
23日	0時～24時	0回
24日	0時～24時	0回
25日	0時～24時	1回
26日	0時～24時	0回
27日	0時～24時	0回
28日	0時～24時	3回
29日	0時～24時	1回
30日	0時～24時	0回
5月1日	0時～24時	0回
2日	0時～24時	0回

3日	0時～24時	0回
4日	0時～24時	3回
5日	0時～24時	3回
6日	0時～24時	0回
7日	0時～24時	0回
8日	0時～24時	0回
9日	0時～24時	0回
10日	0時～24時	0回
11日	0時～24時	0回
12日	0時～24時	1回
13日	0時～24時	1回
14日	0時～24時	0回
15日	0時～24時	0回
16日	0時～24時	0回
17日	0時～24時	0回
18日	0時～ 3時	0回
	3時～ 6時	0回
	6時～ 9時	0回
	9時～12時	0回
	12時～13時	0回

※ 5月18日13時現在、震度1以上を観測する地震が1,491回発生。

2. 九州北部地方の気象状況

【九州北部地方の今後の見通し】（気象庁5月18日13:00）

- 九州北部地方では、明後日20日にかけて高気圧に覆われておおむね晴れる見込み。
- 日中は気温が上がり、最高気温が25度を超え、30度以上の真夏日となる所もある見込み。体調管理に留意。
- 地震により地盤が緩んでいる地域では、引き続き土砂災害に注意。

3. 政府の対応

(4月14日)

- 21:31 官邸対策室設置、緊急参集于一ム招集
- 21:36 総理指示発出
- 21:55 緊急参集于一ム協議
- 22:10 非常災害対策本部設置
- 22:13 官房長官会見
- 23:21 第1回非常災害対策本部会議
- 23:25 内閣府情報先遣于一ム出発
- 23:55 官房長官会見

(15日)

- 5:59 緊急参集于一△協議
- 7:40 官房長官会見
- 8:08 第2回非常災害対策本部会議
- 10:06 官房長官会見
- 10:40 非常災害現地対策本部設置
- 13:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:07 第3回非常災害対策本部会議
- 16:49 官房長官会見
- 17:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(16日)

- 2:38 総理指示発出
- 2:38 緊急参集于一△協議
- 3:28 官房長官会見
- 5:10 第4回非常災害対策本部会議
- 5:52 官房長官会見
- 10:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 11:30 第5回非常災害対策本部会議
- 12:13 官房長官会見
- 16:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 18:34 第6回非常災害対策本部会議
- 19:28 官房長官会見

(17日)

- 10:58 緊急参集于一△協議
- 11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 11:37 第7回非常災害対策本部会議
- 12:34 官房長官会見
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 17:00 被災者生活支援于一△会合
- 17:59 緊急参集于一△協議
- 18:33 第8回非常災害対策本部会議
- 19:19 官房長官会見

(18日)

- 11:24 官房長官会見
- 11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 15:59 緊急参集于一△協議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:34 第9回非常災害対策本部会議
- 17:43 官房長官会見

(19日)

- 10:12 官房長官会見

- 11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 16:59 第10回非常災害対策本部会議
 17:54 官房長官会見
- (20日)
- 11:23 官房長官会見
 15:34 第11回非常災害対策本部会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 16:38 官房長官会見
- (21日)
- 11:25 官房長官会見
 15:04 第12回非常災害対策本部会議
 16:19 官房長官会見
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (22日)
- 10:11 萩生田官房副長官会見
 16:05 第13回非常災害対策本部会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 16:53 官房長官会見
- (23日) 総理による熊本地震に係る被災状況視察
- 13:00 第14回非常災害対策本部会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (24日)
- 9:35 第15回非常災害対策本部会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (25日)
- 11:11 官房長官会見
 16:11 第16回非常災害対策本部会議
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 17:08 官房長官会見
- (26日)
- 10:10 官房長官会見
 14:08 第17回非常災害対策本部会議
 16:19 官房長官会見
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (27日)
- 11:25 萩生田官房副長官会見
 11:37 第18回非常災害対策本部会議
 16:27 官房長官会見
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (28日)

- 10:10 官房長官会見
16:00 官房長官会見
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
18:00 第19回非常災害対策本部会議
(29日)
総理による熊本地震に係る被災状況視察
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(30日)
11:05 第20回非常災害対策本部会議
16:20 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(5月1日)
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(2日)
15:00 第21回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(4日)
11:27 第22回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(6日)
11:30 第23回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(9日)
13:47 第24回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(11日)
16:27 第25回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(13日)
11:02 第26回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(16日)
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(18日)
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議 (予定)
18:15 第26回非常災害対策本部会議 (予定)

4. 被害等状況（未確認情報を含む）

(1) 人的被害（4月14日からの累計）（消防庁5月18日13:00）

（人）

場 所	死亡	重傷	軽傷
福岡県	0	1	17
佐賀県	0	4	9
熊本県	49	350	1,258
大分県	0	4	22
宮崎県	0	3	5
合計	49	362	1,311

※このほか、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数（正式には市町村に設置される審査会を経て決定）20人（熊本県）
 ※このほか、程度分類未確定な負傷者が58人（熊本県）

【南阿蘇村立野地区阿蘇大橋周辺での活動状況】（警察庁5月18日14:00、消防庁5月18日13:00、防衛省5月18日0:00、国土交通省5月18日12:00）

警察、消防、自衛隊：熊本県が5月1日に行方不明者捜索の一旦終了を決定
 国土交通省：無人重機8台等により作業中

(2) 建物被害（消防庁5月18日13:00）

都道府県名	住宅被害			非住家被害		火災 件
	全壊	半壊	一部 破損	公共 建物	その他	
	棟	棟	棟	棟	棟	
山口県			3			
福岡県		1	230		1	
佐賀県			1		2	
長崎県			1			
熊本県	2,875	5,608	33,949	247	527	16
大分県	1	6	1,075		1	
宮崎県		2	20			
合 計	2,876	5,617	35,279	247	531	16

※上記住家被害のほか、被害分類未確定な住家被害が、45,365棟

(3) 道路その他被害・復旧状況

● 道路（国土交通省5月18日12:00）

〔国道〕

○直轄国道

【通行止め】1区間

・国道57号阿蘇大橋地区：斜面崩壊

○補助国道

【通行止め】6区間

※国道 325 号阿蘇大橋崩壊

〔県道〕

【通行止め】：28 区間

※熊本県道 28 号線（熊本高森線）俵山トンネル：覆工コンクリート崩落

- 鉄道（国土交通省 5 月 18 日 12:00）

〔新幹線〕

【休止路線】なし

※ 4 月 27 日午後より全線で運転再開

〔在来線〕運転休止：2 事業者 2 路線

【休止路線】

- ・ JR 九州：1 路線 豊肥線（肥後大津～豊後荻）

※バスによる代行輸送

肥後大津～宮地駅間：5 月 9 日から当分の間実施（平日朝夕のみ）

宮地駅～豊後荻駅間：4 月 28 日から当分の間実施

- ・ 南阿蘇鉄道：1 路線 高森線（全線）

※緊急通学バスの運行

南阿蘇村と高森町が合同で、5 月 9 日から 1 学期間を目途に実施

- 空港（国土交通省 5 月 18 日 12:00）

- ・ 通常運用（大分、福岡、北九州、佐賀、長崎）

- ・ 熊本空港：旅客便は通常の約 9 割運航中

- 河川（国土交通省 5 月 18 日 12:00）

- ・ 被害箇所：直轄 172 箇所、補助 322 箇所

- 港湾（国土交通省 5 月 18 日 12:00）

- ・ 被害箇所：熊本港、八代港、三角港、別府港（応急復旧等により利用上の支障なし）

（4）農林水産業被害

- 農業

〔園芸作物等〕

一部の選果場や農業用ハウス等で被害があり、メロン、トマト、いちご、レタス等で被害が発生。一番茶で一部適期を逃して収穫できなかった地域あり。

〔畜産〕

当初は生乳の廃棄が発生したものの、4 月 21 日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。また、乳業工場の多くが操業を停止していたが、順次、操業を再開中。畜舎等の施設、設備の損壊のほか、死亡牛も発生。

〔土地利用型作物〕

大きな被害は報告されていないが、カントリーエレベーター、製粉工場等の設備の被害、ほ場の地割れや液状化、法面の崩壊等の被害が発生。水路やパイプラインの損壊等により、水が確保できないほ場が散見。

〔土地改良施設〕

一部の国営造成ダムについて変状を確認。また、農地・農業用施設（ため池含む）については、8,479 箇所の被害を確認。準備が整ったものから応急工事等で順次対応中。

- 林野関係
林地、治山施設、林道施設、木材加工施設・流通施設、特用林産物施設で被害が発生。
- 水産関係
漁港において防波堤等の被害、荷さばき所等の一部破損、アサリ漁場への堆積土砂の流入の発生。
- 卸売市場
一部の地方卸売市場において施設に被害が発生。

(5) 避難状況 (消防庁 5月17日 13:30)

- 避難指示 1市1町 180世帯 413人

◆熊本県

市町村	対象世帯数	対象人数	発令日時
宇土市	68	92	4月29日 9:00
	4	13	4月29日 17:30
御船町	108	308	4月24日 17:15
小計(発令中)	180	413	

- 避難勧告 3市3町1村 2,317世帯 5,519人

◆熊本県

市町村	対象世帯数	対象人数	発令日時
熊本市	36	90	4月20日 12:43
	13	34	4月21日 3:50
	18	45	4月23日 14:30
	1	2	4月25日 18:45
	13	32	5月1日 15:10
	2	5	5月3日 18:42
	6	15	5月7日 16:05
宇城市	12	34	5月13日 18:00
合志市	2	3	4月23日 15:23
美里町	69	207	4月22日 8:00

大津町	6	11	4月16日 3:44
南阿蘇村	2,000	4,694	5月11日 8:00
御船町	139	347	4月16日 22:00
小計（発令中）	2,317	5,519	

- 避難所の状況（消防庁 5月18日 13:00）
 - ・ 熊本県：232 箇所、避難者数：10,151 人（5月17日 13:30）
 - ・ 大分県：避難所は閉鎖
- 熊本市内の避難所でノロウイルス陽性 12 名（集団感染ではなく単発事例と考えられる。）（厚生労働省 5月17日）
- エコノミークラス症候群により熊本県内の主要医療機関へ入院を必要とした患者数 51 名（4月14日～5月17日までの累計）（厚生労働省 5月17日 16:00）

(6) 原子力発電所の状況（原子力規制庁 5月18日 13:30）

発電所名 （電力会社）	立地市町村	状況	立地市町村最大震度 （日時）
玄海（九州）	佐賀県玄海町	異常なし	3（4月16日 1:26）
川内（九州）	鹿児島県薩摩川内市	異常なし	4（4月16日 1:26）
伊方（四国）	愛媛県伊方町	異常なし	4（4月16日 1:26）
島根（中国）	島根県松江市	異常なし	3（4月16日 1:26）

(7) ライフライン等の状況

- 電力（経済産業省 5月18日 11:00）
 - ・ 九州電力：停電解消（土砂崩れ等により復旧困難な場所を除く。）
 - ・ 送電が困難となっていた阿蘇市、高森町、南阿蘇村には、全国から手配した電源車の活用により通電していたところ、4月27日に送電線の仮復旧が完了し、4月28日に系統からの電力供給に切り替えを完了。
- ガス（経済産業省 5月18日 11:00）
 - 【西部ガス（都市ガス）】
 - ※4月30日 13時40分、熊本市周辺の供給区域における復旧作業を完了し、家屋倒壊その他の事情により供給再開ができない需要家を除くすべての需要家に対するガスの供給を再開。
 - 【LPガス】
 - ・ LPガス充填所：熊本県内にある41箇所の充填所については、すべて営業。
- 石油（コンビナート・SS）（経済産業省 5月18日 11:00）
 - ・ 熊本県内の全 SS（797 箇所）のうち、736 箇所（9割超）の稼働を確認。
- 水道（厚生労働省 5月18日 10:00）
 - ・ 熊本県 3 町村で 361 戸が断水
- 下水道（国土交通省 5月18日 12:00）
 - ・ 一部施設で被害があるが、機能は確保

● 通信（総務省 5 月 18 日 11:00）

○固定電話

- ・熊本エリア：すべて復旧
- ・特設公衆電話：62 台、衛星携帯電話：619 台、無料公衆無線 LAN アクセスポイント：528 台、携帯電話充電器（マルチチャージャ）689 台を避難所・行政機関に配備。

○携帯電話の停波状況：合計 2 局（携帯電話 2 局）

携帯電話については、一部の基地局に停波があるものの、隣接局等でのカバーによりサービスは復旧済み。

- ・NTTドコモ：すべて復旧
- ・KDDI（au）：すべて復旧
- ・ソフトバンク：2 局停波（熊本）
※全ての市町村役場をカバー
※避難所における携帯電話による通信の疎通を確認済

● 小売（経済産業省 5 月 18 日 11:00）

- ・熊本県内のコンビニエンスストア主要 3 社（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート）の状況：営業中 593、休止中 3
- ・熊本県内のスーパーマーケット主要 4 社（イオン、イズミ、サンリブ、西友）の状況：営業中 51、休止中 6

(8) 医療施設等の状況（厚生労働省 5 月 17 日）

- ・病棟の損壊等により、入院診療に制限がある病院：12 病院
- ・高齢者施設（全 1,234 施設）：人的被害は 14 件 24 名（人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等）。物的被害 354 施設
- ・障害児・者入所施設、熊本労災特別介護施設等：人的被害なし
- ・児童福祉施設等（全 30 施設）：人的被害なし。物的被害は 15 施設

(9) 災害廃棄物関係（環境省 5 月 18 日 14:00）

- ・熊本県内各市町村で災害廃棄物の仮置場が順次設置され（26 市町村、合計 57 箇所カ所）、災害廃棄物を搬入中
- ・熊本市、宇土市及び宇城市においては、市内のごみ集積所に災害廃棄物を搬入中
- ・熊本県内のごみ処理施設 27 施設のうち 3 施設が稼働停止
- ・被災により停止していた熊本市東部環境工場 1 号炉について、16 日夜から立ち上げ作業を開始し、17 日より廃棄物の処理を開始。

5. 物資・生活支援の状況（内閣府 5 月 17 日 18:15）

- 飲料・水・毛布等の物資の調達及び被災地への供給について、内閣府に関係省庁が集まって一元的な調整を実施。調達物資について、日本通運鳥栖流通センター（佐賀県鳥栖市）等に搬入した後、各市町村に直接供給を実施中。
- 4 月 17 日から 25 日の 9 日間で約 204 万食を提供。17 日～19 日は、パン、カップ麺など、カロリーを重視した支援を実施。20 日～22 日は、被災者のニーズに応えるべく

缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。23日～25日は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。

● 主な供給品目リスト（4月17日～25日）

食料 約204万食	生活用品
(内訳)	(内訳)
パン・おにぎり・パックご飯 約96万食	肌着・下着・ソックス 約20万枚
カップ麺 約52万食	マスク 約170万枚
レトルト食品 約14万食	ハンドソープ 約13万個
ベビーフード 約1万食	手指消毒液 約2万個
介護食品 約1万食	ウェットティッシュ 約16万個
缶詰 約20万食	ボディーシート 約6万個
栄養補助食品 約12万食	化粧水シート 約2万個
ビスケット 約9万食	ガスコンロ 約0.2万台
ほか、	ガスボンベ 約0.4万本
米 約116t	ビニールシート 約0.8万枚
水 約24万本	土嚢袋 約1万枚
清涼飲料水 約2万本	簡易トイレ（便袋含む）約20万個
粉ミルク（アレルギー対応含む）約2t	仮設トイレ 約0.1万個
	トイレ用アタッチメント （和式→洋式）約4百個
	トイレットペーパー 約7万ロール

※端数処理のため合計値と合わないことがある。

- 26日以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるよう、必要な食品を一定量まとめて提供。

● 主な供給品目リスト（4月26日以降）

<食料>

4月26日～5月6日 約59万食等

(内訳) パン 約3万食、パックご飯 約11万食、カップ麺 約8万食、レトルト食品 約19万食、缶詰 約16万食、栄養補助食品 約2万食

ほか米 10t、清涼飲料水 約19万本、LL牛乳 約5万本、バナナ 約16万本

※5月9日（月）以降は、現地での対応が困難なものについて、具体の要望に応じて個別に提供。

<生活用品>

シャンプー、リンス、歯磨きセット、使い捨てカイロ、土嚢袋などを現地のニーズに合わせて調達

- 「かんぽの宿 阿蘇」において、中広間等を近隣住民に開放し、数百名の避難者を受け入れ。食料・飲料を提供。(5/14(土)に終了)(総務省5月16日10:00)
- 自衛隊による入浴支援5ヶ所(5月17日 1,614名)。(防衛省5月18日0:00)

- 民間船舶「はくおう」休養施設利用者 221 人（5 月 16～5 月 17 日）。（防衛省 5 月 18 日 0:00）
- エコノミークラス症候群対策としてテクノ中央緑地公園（益城町）に天幕 20 張の展開支援を実施。（防衛省 5 月 5 日）
- 給水車 11 台で応急給水を実施（厚生労働省 5 月 18 日 10:00）
- 高齢者や体調不良者等を熊本、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島の旅館・ホテルで 1,768 名受入決定済（国土交通省 5 月 18 日 12:00）
- 被災者支援システムの整備（総務省 5 月 13 日 6:30）
被災者が必要とする生活用品等を速やかに把握し届けるためのシステム及びタブレットを配備し活用中。（4 月 28 日（木）からシステムの本格運用開始。）
- 中小企業対策（経済産業省 4 月 30 日 06:00）
 - ・熊本県・大分県の公的金融機関、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、下請かけこみ寺等に相談窓口を設置。
 - ・公的金融機関による災害復旧貸付・セーフティネット保証 4 号等を実施。激甚災害指定を受け、金利引下げを行う等更に深掘り。
 - ・小規模事業者持続化補助金を含む公募中の補助金（6 件）について公募期間を延長する等、各種手続の柔軟化を実施。
- 被災農林漁業者への支援策
 - ・既存事業の運用を工夫することなどにより、補正予算を待たずに実行できる対策をとりまとめ、公表（農林水産省 5 月 9 日）
 - ・5 月 9 日に公表した上記支援策に加え、補正予算で措置される復旧予備費などを活用した追加対策をとりまとめ、公表（農林水産省 5 月 18 日）

（参考）

- 社会福祉施設に対する福祉人材の応援体制
 - ・4 月 17 日付けで、社会福祉施設への要援護者の受け入れ等に伴う必要な福祉人材の応援体制について自治体・関係団体に対して必要な措置を要請する通知を发出。
 - ・4 月 22 日付けで、社会福祉施設に派遣可能な福祉人材の登録について関係自治体への要請に係る通知を发出。
 - ・4 月 29 日から、派遣可能な福祉人材と施設のニーズのマッチングを開始。
 - ・5 月 17 日時点の各施設からの派遣要望数は 96 人。これに対し、同日時点で 90 人を派遣。
- 社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンター（厚生労働省）
社会福祉協議会が運営し、一般の個人ボランティアを受け入れて、被災者の支援活動を行う災害ボランティアセンターの状況は以下のとおり。
 - ・4 月 19 日開設 【熊本県】宇土市（2,437 名）、宇城市（3,320 名）、菊池市（730 名）
 - ・4 月 20 日開設 【熊本県】南阿蘇村（3,226 名） 【大分県】由布市（204 名）
 - ・4 月 21 日開設 【熊本県】益城町（11,655 名）、山都町（163 名）
 - ・4 月 22 日開設 【熊本県】熊本市（19,889 名）、美里町（194 名）、大津町（1,827 名）、合志市（713 名）、菊陽町（1,641 名）
 - ・4 月 24 日開設 【熊本県】西原村（3,971 名）
 - ・4 月 25 日開設 【熊本県】甲佐町（637 名）

- ・4月26日開設 【熊本県】嘉島町(1,077名)、阿蘇市(718名)
- ・4月29日開設 【熊本県】御船町(1,655名)

※()内は5月17日までの延べ人数(累計54,057名)。ただし、速報値であり、変動の可能性あり。

上記市町村の災害ボランティアセンターにおける活動人数の合計(直近5日間)

活動日	5/13(金)	5/14(土)	5/15(日)	5/16(月)	5/17(火)
人数	1,712名	2,762名	2,649名	415名	1,694名

※5/16は天候不良により一部の市町村においては活動を休止

● NPO/NGO等のボランティア団体の活動(JVOAD準備会*提供情報)

※JVOAD準備会:全国災害ボランティア支援団体ネットワーク準備会

【活動団体数】(5月18日時点)

- ・熊本県域(一部大分県含む)で活動しているNPO/NGO等の連携会議「熊本地震・支援団体火の国会議(以下、「火の国会議」)」に参加するNPO/NGO等(以下、NPO等)支援団体、民間企業、大学等188団体(活動のための現地調査中の団体含む)

【主な動き】

○行政とNPO等との連携・協働

- ・4月27日:「火の国会議」参加NPOと県が連携し、個人からの支援物資を避難所へ配送する業務を開始。
- ・4月28日:政府現地対策要員、熊本県関係課、県社協による「被災者支援に関する関係機関連絡会議」が開催。熊本県庁、NPO等、社協の連携による円滑な被災者支援のため、週2回の定例会議(月曜日、木曜日10時30分~)の開催が決定。
- ・5月5日:熊本市内で活動するNPO等など支援団体と熊本市で今後の市内の避難所運営に関する会議が開催された。
- ・5月6日:熊本県関係部局、熊本市の協力を得て、「火の国会議」参加NPO等が5月2日~4日(予定)に熊本県内の全ての避難所を対象としたアセスメントを実施し、「火の国会議」参加NPO等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告した。この結果を受け、火の国会議参加のNPO等が避難所の生活環境の向上を図っている。
- ・5月10日:「火の国会議」参加NPOと熊本市とで課題や現状等情報を共有するため、週2回の定例会議の開催が決定(適宜、政府現地対策要員が本会議に参加)。
- ・5月12日:第1回益城がんばるもん会議(仮称)が開催され、「火の国会議」参加NPO、熊本県、益城町、益城町社会福祉協議会、政府現地対策要員、益城町民等、総勢約60名が参加。今後、週2回の定例会議とすることを決定。
- ・5月17日:火の国会議において、政府作成の「熊本地震被災者応援ブック」、熊本県から熱中症などの健康面の留意事項、仮設住宅や今後の生活再建等に関してA3両面で1枚にまとめた「被災した皆様へ~熊本県からのお知らせ~」が共有された。

○NPO等間の連携・協働

- ・4月19日以降、毎日19時に県庁にて火の国会議を実施し、各NPO等が調査した被災者及び避難所の状況、各NPO等の活動地域や活動内容等について情報共有の他、NPO等が相互に補完するための調整を行っている(適宜、政府現地対策要員が本会

議に参加)。

- ・4月25日：火の国会議において、NPO等による災害ボランティアセンター運営支援の地域割りが一部決定。
- ・火の国会議参加NPO等により、上記5月2日～4日に協働で熊本県内の全ての避難所を対象としたアセスメントを実施し、5月6日に「火の国会議」参加NPO等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告した。
- ・5月2日火の国会議にて、熊本県弁護士会が作成した災害Q&Aを共有した。必要に応じ被災者へ情報提供する。

6. 各省庁等の派遣状況

(1) 海上保安庁

- ・巡視船艇等の即応体制を維持

(2) 警察庁 (5月18日14:00)

- ・警察災害派遣隊210人
 - ・各県警から派遣された20人の女性警察官及び生活安全部隊「警視庁きずな隊」24人が、避難所等における相談、防犯対策等の活動を実施。
 - ・被災(不在)家屋における盗難防止を図る特別自動車警ら部隊31台98人を派遣
- 【被災県体制】
熊本県警察 本部長以下1,900人

(3) 消防庁 (5月18日13:00)

- ・地元消防機関(消防団を含む)による警戒活動等を実施

(4) 防衛省・自衛隊 (5月18日0:00)

- ・統合任務部隊(JTF)編成解除(5月9日)
- ・西部方面隊等約13,000人活動中、航空機22機

(5) 厚生労働省

- ・厚生労働省現地対策本部に職員30人を派遣(5月17日9:00)
- ・避難所等で活動する医療チーム79隊(5月17日11:00)

(6) 国土交通省 (5月18日12:00)

- ・リエゾン40人(2県12市町村等)
- ・緊急災害対策派遣隊等10人(TEC-FORCE8人、専門家2人)
防災ヘリ1機、災害対策用機械等41台
(活動内容：のべ8,205人による自治体所管施設の被害状況調査の代行、土砂災害危険箇所の点検、応急復旧など17市町村において活動。土砂災害危険箇所(1,155箇所)の緊急点検結果、県管理17河川の被災調査結果、熊本県及び市町村の管理道路等の被災調査結果を熊本県及び関係市町村へ報告))
- ・応急危険度判定士を増員して被災建築物の応急危険度判定を実施 18市町村54,028

件実施

(7) 総務省 (5月17日 17:00)

- ・ 地方自治体からの派遣リエゾン 1,406 人 (熊本県及び市町村のニーズ把握・調整)

(8) 農林水産省 (5月18日 11:00)

- ・ リエゾン 62 人 (食料供給、農業用施設等の復旧支援等)

(9) 経済産業省 (5月18日 9:00)

- ・ リエゾン 20 人 (電力・ガス・物資供給、中小企業等実態把握)

(10) 環境省 (5月18日 12:00)

- ・ 被災自治体へごみ収集車を派遣

派遣先	台数	人数	派遣元
熊本市	71 台	207 人	福岡市・北九州市・京都市・日向市・長崎市・島原市・諫早市・大村市・佐世保市・大阪市・大分市・岐阜市・南島原市・岡山市・名古屋市・静岡市・東大阪市・倉敷市・千葉市・高松市・呉市・堺市・大牟田市・宮崎市・小林市・都城市・佐賀市
益城町	9 台	20 人	横浜市

(11) 気象庁

- ・ 4月14日 23:37以降、5月18日 13:00までに23回の記者会見を実施

(12) 原子力規制庁

- ・ 4月18日 10:30 原子力規制委員会 臨時会議開催
- ・ 4月18日 11:23 原子力規制委員会 委員長記者会見